

国際収支項目の内容

—— 目 次 ——

取 引 の 内 容		該当する番号
物品の取引	製品、原材料などの売買、仲介貿易 (ファイナンシャルリースの元本を含む)	011～077
サービスの取引	加工・修理	081～091
	観光・業務旅行、留学、治療を目的とした渡航時の 現地での消費	112～114
	物品や人の輸送	211～234
	保険	311～319
	その他のサービス(1) 通信、建設工事、金融取引手数料、ソフトウェア・ システム開発、情報、知的財産権等の使用、オペレ- ーションナルリース、広告宣伝	411～462
	その他のサービス(2) 法務・会計、研究開発、その他の専門的業務	463～468
	その他のサービス(3) 文化・教育、映画・音楽・興行、事務所の経費、政 府公館等経費など	469～481
相殺決済	勘定の貸借記や債権債務相殺に伴う決済尻	491
賃金、収益	居住者が受払いする賃金	511
	支店の収益(外国法人の日本支店、本邦法人の海外 支店)	512
	配当金、利子・利息	521～563
	その他の収益(不動産賃貸借料、ファイナンシャル リースの利子、貿易信用利子など)	564～579
贈与、納税、損害賠 償、生活費の送金な ど	政府間の贈与、国際機関分担・拠出金	611～612
	移住、相続、遺贈、固定資産(不動産)を取得する ための贈与	616～617、 619
	個人間で行う上記以外の贈与・損害賠償、海外勤務 者による留守宅の家族への生活費の送金	615
	税金、還付金	618、621～ 624
	上記以外の寄付・贈与・損害賠償、罰金など	625～626
非金融資産の取引	在外・在日公館用土地の取得・処分	711
	産業財産権・著作権などの売買	720～723

取 引 の 内 容		該当する番号
親子会社等又は関連企業への対外投資	支店投資	811
	株式の取得・処分	812～813
	株式以外の証券の取得・処分	814～817、 824～825
	貸付・回収	820～823、 826～827
証券投資（対外投資に係るもの）	非居住者が本邦で発行した証券の発行代わり金の支払・償還金の受取	831～832
	証券の取得・処分に係る取引で、番号 812～817、824～825 に該当しない場合	843～852
その他投資（対外投資に係るもの）	対外投資に係る取引で、番号 811～852 に該当しない場合 親子会社等・関連企業以外の非居住者への貸付・貸付の回収、非居住者向け貸付債権の売買、海外不動産の取得・処分、預け金、保証、組合その他の団体に対する出資など	871～883
親子会社等又は関連企業への対内投資	支店投資	911
	株式の取得・処分	912～913
	株式以外の証券の取得・処分	914～917、 924～925
	借入・返済	920～923、 926～927
証券投資（対内投資に係るもの）	居住者が外国で発行した証券の発行代わり金の受取・償還金の支払	931～932
	証券の取得・処分に係る取引で、番号 912～917、924～925 に該当しない場合	943～951
その他投資（対内投資に係るもの）	対内投資に係る取引で、番号 911～951 に該当しない場合 親子会社等・関連企業以外の非居住者からの借入・借入の返済、居住者向け貸付債権の売買、本邦不動産の売却・取得、保証、組合その他の団体に対する出資など	970～981
金融派生商品	金融派生商品	991～996
その他	番号 011～996 に該当しない場合	1001～1100

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
011	貴金属の売買代金（輸出入に 該当するもの）	1. 本項に該当するもの <u>貴金属の輸出入</u>代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 金の含有量が2%未満の地金や、金以外の金属（プラチナ、パラジウム、銀等）は<u>貨物</u>となるため、<u>輸出入</u>代金の受払は報告不要。 (2) 額面価格で取引される<u>金貨</u>は<u>支払手段</u>となるため、<u>輸出入</u>代金の受払は「1001」で報告。 (3) <u>金の地金</u>の売買代金の受払のうち、<u>輸出入</u>に該当しないものは「012」又は「013」で報告。
012	金の地金のうち当該金の地金の全重量に占める金の含有量が百分の九十以上のもの（以下この表において「金の地金」という。）の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの）	1. 本項に該当するもの <u>輸出入</u>を伴わない<u>金の地金</u>を海外の銀行等に開設した<u>不特定口座</u>で受渡しする場合の売買代金の受払（金投資＜貯蓄＞口座等、金融商品に該当するもの）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>不特定口座</u>に預け入れるために購入した<u>金の地金</u>（現物）の代金の支払は「013」で報告。 (2) <u>貴金属</u>以外の金属の売買代金（<u>輸出入</u>に該当せず、かつ、<u>不特定口座</u>で受渡しするものに限る）の受払は「033」で報告。 (3) 金E T F（上場投資信託）等の証券の売買代金の受払は、対外投資に係るものは「843」又は「851」、対内投資に係るものは「943」又は「950」で報告。 (4) 金E T F等の裏付けとなる<u>金の地金</u>の売買代金の受払は「013」で報告。 (5) 海外の銀行等に開設した<u>特定口座</u>で受渡しする<u>金の地金</u>の売買代金の受払は「013」で報告。 (6) 東京工業品取引所の倉荷証券を使った受渡しは「013」で報告。 (7) 現物の受渡しを伴わない金融派生商品の取引に係る差損益の受払は「991」又は「993」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
013	金の地金の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品又は割賦販売に該当しないもの）	1. 本項に該当するもの <u>金の地金</u>の売買のうち、下記2. に該当しない売買代金の受払。主な例は以下の通り。 (1) 海外の銀行等に開設した<u>特定口座</u>で受渡しする<u>金の地金</u>の売買代金の受払。 (2) <u>不特定口座</u>に預け入れるために購入した<u>金の地金</u>（現物）の代金の支払。 (3) 金E T F等の裏付けとなる<u>金の地金</u>の売買代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>金の地金</u>の<u>輸出入</u>代金の受払は「011」で報告。 (2) 金投資（貯蓄）口座等、金融商品代金の受払は「012」で報告。 (3) <u>金の地金</u>の<u>割賦販売</u>代金の受払は「041」又は「042」で報告。
014	金の地金以外の貴金属の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの）	1. 本項に該当するもの <u>金の地金</u>以外の<u>貴金属</u>の売買のうち、<u>輸出入</u>代金、<u>割賦販売</u>代金に該当しない売買代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>貴金属</u>の<u>輸出入</u>代金の受払は「011」で報告。 (2) <u>貴金属</u>の<u>割賦販売</u>代金の受払は「041」又は「042」で報告。 (3) 金の含有量が2%未満の地金や、金以外の金属（プラチナ、パラジウム、銀等）は<u>貨物</u>となるため、売買代金の受払は「033」、「061」、「062」又は「071」で報告。
033	貴金属以外の金属の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの）	1. 本項に該当するもの <u>輸出入</u>を伴わない<u>貴金属</u>以外の金属（プラチナ、パラジウム、銀等）を海外の銀行等に開設した<u>不特定口座</u>で受渡しする場合の売買代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 海外の銀行等に開設した<u>特定口座</u>で受渡しする<u>貴金属</u>以外の金属の売買代金の受払は「062」で報告。 (2) 現物の受渡しを伴わない金融派生商品の取引に係る差損益の受払は「991」又は「993」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
041	割賦販売の対象商品の売買代 金（輸出入又は仲介貿易に該 当しないもの）	(1) <u>居住者が非居住者</u>に対して行う<u>割賦販売</u>の対象となる商品（<u>貴金属</u>を含む）の購入代金（<u>輸出入</u>又は仲介貿易を伴うものを除く）の支払。 (2) <u>非居住者が居住者</u>に対して行う<u>割賦販売</u>の対象となる商品（<u>貴金属</u>を含む）の売却代金（<u>輸出入</u>又は仲介貿易を伴うものを除く）の受取。
042	割賦販売の対象商品の割賦 代金（元本部分）	1. 本項に該当するもの <u>割賦販売</u>により本邦又は外国において売買した商品（<u>輸出入</u>又は仲介貿易に該当しないもの。<u>貴金属</u>を含む）の<u>割賦販売</u>代金のうち、元本部分の受払。 2. 本項に該当しないもの（紛らわしいもの） 利子の受払は「566」で報告。
051	ファイナンスリースの 対象となる商品の売買代金 （輸出入に該当しないもの）	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者が非居住者</u>に対して行う<u>ファイナンスリース</u>契約の対象となる商品の本邦又は外国における購入代金（<u>輸入</u>を伴わないもの）の支払。 (2) <u>非居住者が居住者</u>に対して行う<u>ファイナンスリース</u>契約の対象となる商品の本邦又は外国における売却代金（<u>輸出</u>を伴わないもの）の受取。 2. 本項に該当しないもの（紛らわしいもの） 1. (1) のリース完了時における当該商品の売却代金（<u>輸出</u>を伴わないもの）の受取及び1. (2) のリース完了時における当該商品の購入代金（<u>輸入</u>を伴わないもの）の支払は「052」で報告。
052	ファイナンスリースの リース料（元本部分）	1. 本項に該当するもの (1) <u>ファイナンスリース</u>契約に基づくリース料のうち、元本部分（中途解約時の残リース料を含む）の受払。 (2) <u>居住者が非居住者</u>に対して行う<u>ファイナンスリース</u>の完了時における当該リースの対象商品の当該<u>非居住者</u>への売却代金（<u>輸出</u>を伴わないもの）の受取。 (3) <u>非居住者が居住者</u>に対して行う<u>ファイナンスリース</u>の完了時における当該リースの対象商品の当該<u>非居住者</u>からの購入代金（<u>輸入</u>を伴わないもの）の支払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
		2. 本項に該当しないもの（紛らわしいもの） (1) 運航事業収支報告書又は国際輸送事業収支報告書の提出者は「216」又は「217」で報告。 (2) 利子の受払は「567」で報告。
061	現地転売貨物の売買代金	1. 本項に該当するもの <u>居住者</u>（ブローカー）が本邦内又は外国で<u>非居住者</u>から購入した貨物を、購入国・地域内で（他国に移動させずに）他の<u>非居住者</u>に転売する、現地転売取引に伴う売買代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>仲介貿易貨物</u>（貨物が外国間を移動）の転売に伴う売買代金の受払は「071」で報告。ただし、居住者（ブローカー）が非居住者と他の居住者との間で行う転売取引や、転売目的で購入した<u>貨物</u>の売却先が未定の場合には「062」で報告。 (2) <u>割賦販売対象商品</u>の売買代金の受払は「041」又は「042」で報告。 (3) <u>ファイナンシャルリース対象商品</u>の売買代金の受払は「051」で報告。 (4) 国際輸送に伴う船用油等港湾調達財貨の売買代金の受払は「215」又は「227」で報告。 (5) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>から請負った海外工事に関連して現地（第三国を含む）で調達した資材費の支払は「421」で報告。 (6) 本邦内にある外国政府公館等が支出する経費に該当する<u>商品</u>の販売代金の受取は「481」で報告。 (7) <u>輸出入</u>代金の受払は報告不要。 ・ 原材料を外国で調達のうえ、外国で加工した製品を本邦に<u>輸入</u>する場合、当該原材料の購入代金は加工賃とともに<u>輸入</u>代金となるため報告不要。 ・ また、原材料を本邦から外国に<u>輸出</u>のうえ、外国で加工した製品を外国で売却した場合、当該売却代金は<u>輸出</u>代金となるため報告不要。なお、加工賃の支払は「082」で報告。 (8) 不動産の取得・処分代金の受払は「711」、「874」又は「974」で報告。 (9) ダウンロード等の電子的手段で受渡しされるソフトウェアの取得・譲渡代金の受払は「441」又は「472」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 （下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください）
062	仲介貿易貨物以外のその他 貨物の売買代金等（輸出入に 該当せず、かつ、割賦販売に 該当しないもの）	1. 本項に該当するもの <u>貨物</u>の売買代金の受払であって、他の各国際収支項目に該当する取引内容がないもの。主な例は以下の通り。 (1) <u>非居住者</u>から購入した<u>貨物</u>を他の<u>居住者</u>に転売する取引又は他の<u>居住者</u>から購入した<u>貨物</u>を<u>非居住者</u>に転売する取引における、<u>非居住者</u>との売買代金の受払。 (2) <u>オペレーショナルリース</u>の対象となる<u>貨物</u>（航空機等）の購入代金の支払、又はオペレーショナルリースの対象としていた<u>貨物</u>（同）の売却代金の受取。 (3) 贈与の目的で<u>非居住者</u>から外国で購入した<u>貨物</u>の購入代金の支払。 (4) 買戻しをした<u>輸出貨物</u>を本邦に再<u>輸入</u>しない場合の購入代金の支払。 (5) <u>居住者</u>が外国で調達した原材料を外国で<u>貨物</u>に加工した後、当該<u>貨物</u>を外国で売却した場合の、原材料の購入代金の支払と<u>貨物</u>の売却代金の受取。 (6) 転売先が未定である（三者間契約が成立していない）<u>貨物</u>の購入代金の支払、又は転売先が未定の状態で購入した<u>貨物</u>を<u>非居住者</u>に転売した場合の売却代金の受取。 (7) <u>輸出入</u>や仲介貿易、現地転売以外の価格調整金の受払。 (8) 海外の銀行等に開設した<u>特定口座</u>で受渡しする<u>貴金属</u>以外の<u>金属</u>の売買代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>非居住者</u>から購入した<u>貨物</u>を他の<u>非居住者</u>に転売する取引に伴う売買代金の受払は「061」又は「071」で報告。 (2) <u>割賦販売対象商品</u>の売買代金の受払は「041」又は「042」で報告。 (3) <u>ファイナンシャルリース対象商品</u>の売買代金の受払は「051」で報告。 (4) 国際輸送に伴う船用油等港湾調達財貨の売買代金の受払は「215」又は「227」で報告。 (5) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>から請負った海外工事に関連して現地（第三国を含む）で調達した資材費の支払は「421」で報告。 (6) 本邦内にある外国政府公館等が支出する経費に該当する<u>商品</u>の販売代金の受払は「481」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
		(7) <u>輸出入</u>代金の受払は報告不要。 ・ 原材料を外国で調達の上、外国で加工した製品を本邦に<u>輸入</u>する場合、当該原材料の購入代金は加工賃とともに<u>輸入</u>代金となるため報告不要。 ・ また、原材料を本邦から外国に<u>輸出</u>の上、外国で加工した製品を外国で売却した場合、当該売却代金は<u>輸出</u>代金となるため報告不要。なお、加工賃の支払は「082」で報告。 (8) 不動産の取得・処分代金の受払は「711」、「874」又は「974」で報告。 (9) ダウンロード等の電子的手段で受渡しされるソフトウェアの取得・譲渡代金の受払は「441」又は「472」で報告。
071	仲介貿易貨物の売買代金	1. 本項に該当するもの <u>居住者</u>（ブローカー）が<u>非居住者</u>から<u>貨物</u>を購入し、他の<u>非居住者</u>に転売する三者間の契約であって、当該<u>貨物</u>が外国相互間を移動するいわゆる三国間貿易に伴う売買代金の受払。 ・ 例えば、<u>非居住者 A</u> から購入した<u>貨物</u>（米国に在庫）を<u>非居住者 B</u> に転売する場合、この転売に伴い、当該<u>貨物</u>が米国以外の外国に移動する場合の売買代金の受払が該当。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>居住者</u>（ブローカー）が<u>非居住者</u>と他の<u>居住者</u>との間で行う転売取引の受払は「062」で報告。 (2) <u>非居住者</u>から購入し他の<u>非居住者</u>に転売する取引であつても、<u>貨物</u>が購入国・地域から移動しない場合の売買代金の受払は「061」で報告。 (3) <u>居住者</u>が外国で調達した原材料を外国で<u>貨物</u>に加工した後、当該<u>貨物</u>を外国で売却した場合の、原材料の購入代金の支払、<u>貨物</u>の売却代金の受取は「062」で報告。 (4) 転売先が未定（三者間契約が成立していない）である<u>貨物</u>の売買代金の受払は「062」で報告。 (5) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>から請負った海外工事に関連して現地（第三国を含む）で調達した資材費の支払は「421」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
074	貨物の輸出に関連する価格調整金	1. 本項に該当するもの 貨物の本邦からの<u>輸出</u>に係る契約の履行に関し生じたリベート費用及び価格調整金（為替相場や<u>商品</u>市況等の変動に伴う値増金や値引金等を含む）の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 仲介貿易及び現地転売<u>貨物</u>の売買契約に関連する価格調整金の受払は「076」で報告。 (2) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に係る<u>輸出入</u>手数料、通関手数料等、代理店手数料、斡旋業者へのマージンの受払は「077」で報告。 (3) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に係る契約に基づき、販売元が負担するアフターサービス（例えば、保証期間内の修理、保守）に係る費用の受払は「091」で報告。 (4) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>において、<u>商品</u>の売買代金とは別に決済される運賃等の輸送費用の受払は「200 番台」、保険料の受払は「300 番台」で報告。 (5) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>又は仲介貿易に係るクレーム解決のための費用、損害賠償金、リコールに伴い負担する費用の受払は「626」で報告。
075	貨物の輸入に関連する価格調整金	1. 本項に該当するもの 貨物の本邦への<u>輸入</u>に係る契約の履行に関し生じたリベート費用及び価格調整金（為替相場や<u>商品</u>市況等の変動に伴う値増金や値引金等を含む）の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 仲介貿易及び現地転売<u>貨物</u>の売買契約に関連する価格調整金の受払は「076」で報告。 (2) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に係る<u>輸出入</u>手数料、通関手数料等、代理店手数料、斡旋業者へのマージンの受払は「077」で報告。 (3) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に係る契約に基づき、販売元が負担するアフターサービス（例えば、保証期間内の修理、保守）に係る費用の受払は「091」で報告。 (4) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>において、<u>商品</u>の売買代金とは別に決済される運賃等の輸送費用の受払は「200 番台」、保険料の受払は「300 番台」で報告。 (5) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>又は仲介貿易に係るクレーム解決のための費用、損害賠償金、リコールに伴い負担する費用の受払は「626」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
076	仲介貿易及び現地転売に 関連する価格調整金	1. 本項に該当するもの 仲介貿易及び現地転売<u>貨物</u>の売買契約の履行に関し生じたり ベート費用及び価格調整金（為替相場や<u>商品</u>市況等の変動に伴 う値増金や値引金等を含む）の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 仲介貿易及び現地転売手数料の受払は「077」で報告。 (2) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に関連する価格調整金の受払は「074」又は 「075」で報告。 (3) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に係る<u>輸出入</u>手数料、通関手数料等、代理店 手数料、斡旋業者へのマージンの受払は「077」で報告。 (4) 仲介貿易及び現地転売に係る契約に基づき、販売元が負担 するアフターサービス（例えば、保証期間内の修理、保守） に係る費用の受払は「091」で報告。 (5) 仲介貿易において、<u>商品</u>の売買代金とは別に決済される運 賃等の輸送費用の受払は「200 番台」、保険料の受払は「300 番台」で報告。 (6) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>又は仲介貿易に係るクレーム解決のための費 用、損害賠償金、リコールに伴い負担する費用の受払は「626」 で報告。
077	貨物の売買に関連するその 他費用等（価格調整金に該当 しないもの）	1. 本項に該当するもの (1) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に係る<u>輸出入</u>手数料、通関手数料等の受払。 (2) <u>貨物</u>の<u>売買</u>に係る代理店手数料、斡旋業者へのマージンの 受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>貨物</u>の<u>輸出入</u>に関連する価格調整金の受払は「074」又は 「075」で報告。 (2) 仲介貿易及び現地転売<u>貨物</u>の売買契約に関連する価格調整 金の受払は「076」で報告。 (3) 損害賠償金、リコールに伴い負担する費用の受払は「626」 で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
081	加工賃（再輸出入を伴うもの）	1. 本項に該当するもの (1) 本邦から<u>輸出</u>した原材料を外国で製品に加工した後、当該製品を本邦に再<u>輸入</u>する委託加工貿易契約に基づく加工賃の支払（<u>輸出</u>した原材料と加工後の製品の所有権は<u>居住者</u>（委託者）に帰属）。 (2) 外国から<u>輸入</u>した原材料を本邦で製品に加工した後、当該製品を外国に再<u>輸出</u>する委託加工貿易契約に基づく加工賃の受取（<u>輸入</u>した原材料と加工後の製品の所有権は<u>非居住者</u>（委託者）に帰属）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 原材料の<u>輸出入</u>を伴わない場合（現地調達等）、加工賃の支払は「082」で報告。 (2) 加工製品を再<u>輸出入</u>しない場合（現地売却等）、加工賃の支払は「082」で報告。 (3) 外国で原材料を調達し、加工後の製品を外国で売却する場合で、加工賃を支払うケースは「082」で報告。
082	加工賃（再輸出入を伴わないもの）	1. 本項に該当するもの 再<u>輸出入</u>を伴わない加工賃の支払。 例えば、(1) 外国で原材料を調達し、外国の加工業者に加工させた製品を外国で売却する場合や、(2) <u>非居住者</u>から加工を委託（原材料は外国から<u>輸入</u>又は本邦内で調達）され、加工製品を本邦内で引き渡す場合等が該当。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 上記 1. (1) の加工製品を本邦に<u>輸入</u>する場合、加工賃の支払、原材料の調達代金の支払は、全て<u>輸入</u>代金として扱われるため報告不要。 (2) 上記 1. (1) の原材料の購入代金の支払、加工した製品の売却代金の受取は「062」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
091	動産修理費及び保守点検費	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>が保有する船舶、航空機等の動産の修理費及び保守点検費の支払。 (2) <u>非居住者</u>が保有する船舶、航空機等の動産の修理費及び保守点検費の受取。 (3) <u>貨物</u>の売買に係る契約に基づき、販売元が負担するアフターサービス（例えば、保証期間内の修理、保守）に係る費用（ただし、リコールに伴い負担する費用を除く）の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書の提出者による輸送手段（国際間の運航に使用している船舶、航空機に限る）の修理及び保守点検費の受払は「218」又は「219」で報告。 (2) 建設物の修理費の受払は「421」で報告。 (3) コンピュータの修理費及び保守点検費の受払は「441」で報告。 (4) リコールに伴い負担する費用の受払は「626」で報告。
112	クレジットカードの決済代金	居住者が外国で使用した又は非居住者が本邦で使用した、国際クレジットカードの決済代金の受払（報告者はクレジットカード会社）。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
113	旅行に係る経費（旅行会社間のもの）又は長期留学に係る経費	1. 本項に該当するもの (1) 本邦旅行会社が手配した旅行代金の外国旅行会社からの受取。<u>非居住者</u>が本邦旅行中に支出する滞在費（宿泊費、日本国内の交通費等）、個人的な使用に供するための物品購入費又はサービス料の受取のうち、旅行会社間で決済されるもの。 (2) 外国旅行会社が手配した旅行代金の本邦旅行会社が行う支払。<u>居住者</u>が外国旅行中に支出する滞在費（宿泊費、外国国内の交通費等）、個人的な使用に供するための物品購入費又はサービス料の支払のうち、旅行会社間で決済されるもの。 (3) 会議等への参加費、レセプション費又は出張費の受払のうち、旅行会社間で決済されるもの。 (4) 長期留学（留学期間1年超）に係る教育費（授業料）又は滞在費の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 旅行会社間以外（企業等）で決済する旅行に係る経費の受払（出張費の清算等）は「114」で報告。 (2) 渡航中の<u>居住者</u>（又は<u>非居住者</u>）が外国（又は本邦内）で受ける医療費の受払は「114」で報告。 (3) 短期留学（留学期間1年以内）に係る教育費（授業料）又は滞在費の受払は「114」で報告。 (4) 本邦と外国間の旅客運賃の受払は「200 番台」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
114	旅行に係る経費（旅行会社間 以外のもの）、医療費又は短期 留学に係る経費	1. 本項に該当するもの (1) <u>非居住者</u>が本邦旅行中に支出する滞在費（宿泊費、日本国内の交通費等）、個人的な使用に供するための物品購入費又はサービス料の受取のうち、旅行会社間以外（企業等）で行う決済。 (2) <u>居住者</u>が外国旅行中に支出する滞在費（宿泊費、外国国内の交通費等）、個人的な使用に供するための物品購入費又はサービス料の支払のうち、旅行会社間以外（企業等）で行う決済。 (3) 会議等への参加費、レセプション費又は出張費の受払のうち、旅行会社間以外（企業等）で行う決済。 (4) 渡航中（訪日中）の<u>居住者</u>（<u>非居住者</u>）が外国（本邦）で受ける医療費（入院費等含む）の受払。 (5) 短期留学（留学期間1年以内）に係る教育費（授業料）又は滞在費の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 旅行会社間で決済する旅行に係る経費の受払は「113」で報告。 (2) 長期留学（留学期間1年超）に係る教育費（授業料）又は滞在費の受払は「113」で報告。 (3) 本邦と外国間の旅客運賃の受払は「200 番台」で報告。
〔運航事業収支報告書又は国際航空輸 送事業収支報告書を提出する者が行 ったもの〕		運航事業収支報告書の提出が必要となる者とは、「外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年3月大蔵省令第29号。以下「報告省令」という）」第27条に規定する本邦の船会社（本邦と外国間及び外国相互間で輸送・船舶貸渡事業を行う者）及び本邦にある外国船会社の支店・代理店をいう。 また、国際航空輸送事業収支報告書の提出が必要となる者とは、報告省令第26条に規定する本邦の航空会社（本邦と外国間及び外国相互間で輸送を行う者）及び本邦にある外国の航空会社の支店・代理店をいう。 該当する国際収支項目番号は「211」～「219」。ただし、運航事業収支報告書若しくは国際航空輸送事業収支報告書の報告対象とならない取引は、取引の内容により国際収支項目番号「221」～「233」で報告。 なお、運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を提出する者以外の者は国際収支項目番号「221」～「233」で報告。
211	海上貨物運賃	国際海上貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
212	航空貨物運賃	国際航空貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。
213	海上旅客運賃	国際海上旅客輸送に伴う運賃の受払。
214	航空旅客運賃	国際航空旅客輸送に伴う運賃の受払。
215	船用油等港湾調達財貨の 売買代金	国際間の貨客輸送を行う船舶や航空機で使用する燃料油及び助 燃剤（積込費用、容器代その他の付帯費用を含む）、船用品、機 用品等の売買代金の受払。
216	用船料	国際間の運航に使用する船舶の賃貸借料（ <u>ファイナンシャルリ ース契約に係るものを含む</u> ）の受払。
217	用機料	国際間の運航に使用する航空機の賃貸借料（ <u>ファイナンシャル リース契約に係るものを含む</u> ）の受払。
218	海上輸送経費	1. 本項に該当するもの (1) 国際海上貨客輸送に伴う港湾経費、船舶の修理及び保守点 検費、運航費、船費等の受払。 (2) 外国船会社からの代理店手数料の受取。 (3) 本邦船会社が行う代理店手数料の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 船舶保険等に係る保険料・保険金の受払は「300 番台」で報 告。 (2) 燃料、その他船用品の調達費の受払は「215」で報告。
219	航空輸送経費	1. 本項に該当するもの (1) 国際航空貨客輸送に伴う空港経費、航空機の修理及び保守 点検費、運航費等の受払。 (2) 外国航空会社からの代理店手数料の受取。 (3) 本邦航空会社が行う代理店手数料の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 航空機保険等に係る保険料・保険金の受払は「300 番台」で 報告。 (2) 燃料、その他の機用品の調達費の受払は「215」で報告。
〔運航事業収支報告書又は国際航空輸 送事業収支報告書を提出する者以外 の者が行ったもの〕		該当する国際収支項目番号は「221」～「233」。 なお、運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を 提出する者は国際収支項目番号「211」～「219」で報告。
221	海上貨物運賃	海上貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。
222	航空貨物運賃	航空貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
223	海上旅客運賃	1. 本項に該当するもの 海上旅客輸送に伴う運賃の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>非居住者</u>が本邦旅行中に支出する旅客運賃（日本国内の交通費）の受取又は<u>居住者</u>が外国旅行中に支出する旅客運賃（外国国内の交通費）の支払は「114」で報告。
224	航空旅客運賃	1. 本項に該当するもの 航空旅客輸送に伴う運賃の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>非居住者</u>が本邦旅行中に支出する旅客運賃（日本国内の交通費）の受取又は<u>居住者</u>が外国旅行中に支出する旅客運賃（外国国内の交通費）の支払は「114」で報告。
225	海上輸送及び航空輸送以外の貨物運賃	(1) 「221」、「222」以外の貨物輸送（陸上、パイプライン等）に伴う運賃の受払。 (2) ロケットによる衛星の打ち上げ費用の受払。
226	海上輸送及び航空輸送以外の旅客運賃	1. 本項に該当するもの 「223」、「224」以外の旅客輸送（陸上等）に伴う運賃の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>非居住者</u>が本邦旅行中に支出する旅客運賃（日本国内の交通費）の受取又は<u>居住者</u>が外国旅行中に支出する旅客運賃（外国国内の交通費）の支払は「114」で報告。
227	船用油等港湾調達財貨の売買代金	輸送設備で使用する燃料油及び助燃剤（積込費用、容器代その他の付帯費用を含む）、船用品、機用品等の売買代金の受払。
228	用船料（乗員を含む輸送設備の貸借料）	船舶（乗員を含む）の賃貸借料の受払。
229	用船料（輸送設備のみの貸借料）	1. 本項に該当するもの 船舶（乗員を含まない）の賃貸借料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>ファイナンシャルリース契約</u>に基づく受払は、「052」（元本相当部分）又は「567」（利子相当部分）で報告。
230	用機料（乗員を含む輸送設備の貸借料）	航空機（乗員を含む）の賃貸借料の受払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
231	用機料（輸送設備のみの貸借料）	1. 本項に該当するもの 航空機（乗員を含まない）の賃貸借料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>ファイナンスリース契約</u> に基づく受払は「052」（元本相当部分）又は「567」（利子相当部分）で報告。
232	その他海上輸送経費	1. 本項に該当するもの 海上貨客輸送に伴う港湾経費、運航費、船費等の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 船舶修理費の受払は「091」で報告。 (2) 船舶保険等に係る保険料・保険金の受払は「300 番台」で報告。 (3) 燃料、その他の船用品の調達費の受払は「227」で報告。 (4) 派遣契約に基づく乗員配乗費（マンニング料）は「468」で報告。
233	その他航空輸送経費	1. 本項に該当するもの 航空貨客輸送に伴う空港経費、運航費等の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 航空機修理費の受払は「091」で報告。 (2) 航空機保険等に係る保険料及び保険金の受払は「300 番台」で報告。 (3) 燃料、その他の機用品の調達費の受払は「227」で報告。
〔その他（輸送サービスに係るもののうち、以上の項目に該当しないもの）〕		国際収支項目番号「211」から「233」に該当しないもの。
234	海上輸送及び航空輸送以外の輸送関連費用	(1) 海上及び航空輸送以外の輸送（陸上、パイプライン等）に係る経費等の受払。 (2) 郵便、クーリエサービス等の利用代金の受払。
311	貨物運送保険料	海外積荷保険契約に基づく保険料の受払。
312	貨物運送保険金	海外積荷保険契約に基づく保険金の受払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
313	損害保険料	1. 本項に該当するもの (1) 海外積荷保険契約以外の損害保険契約に基づく保険料の受払。 (2) 生命保険契約のうち、定期生命保険契約（一定期間内に支払事由が発生しない場合、保険料が掛け捨てとなる保険）に基づく保険料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 定期生命保険契約以外の生命保険契約に基づく保険料の受払は「315」で報告。
314	損害保険金	1. 本項に該当するもの (1) 海外積荷保険契約以外の損害保険契約に基づく保険金の受払。 (2) 生命保険契約のうち、定期生命保険契約（一定期間内に支払事由が発生しない場合、保険料が掛け捨てとなる保険）に基づく保険金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>居住者</u>が海外の保険会社から受取った損害保険金のうち、海外の第三者により締結された損害保険契約に基づくもの（保険会社と保険契約者が共に<u>非居住者</u>）は「626」で報告。例えば、交通事故等の被害者（<u>居住者</u>）が、加害者（<u>非居住者</u>）の契約している海外の保険会社から受取る損害賠償金や和解金がこれに該当。 (2) 本邦保険会社が<u>居住者</u>と締結した損害保険契約（保険会社と保険契約者が共に本邦の<u>居住者</u>）に基づき、<u>非居住者</u>に保険金相当額を支払った場合には、当該支払の内容に該当する国際収支項目番号で報告。例えば、生産物賠償責任保険に基づき、被害者（<u>非居住者</u>）に支払う損害賠償金や和解金は「626」、弁護士報酬は「463」で報告。 (3) 定期生命保険契約以外の生命保険契約に基づく保険金の受払は「316」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
315	生命保険料及び年金保険料	1. 本項に該当するもの 定期生命保険を除く生命保険契約、個人年金保険契約、年金基金等に係る保険料の受払。なお、本項目は、貯蓄性のある保険に限る。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 生命保険契約のうち、定期生命保険契約（一定期間内に支払事由が発生しない場合、保険料が掛け捨てとなる保険）に基づく保険料の受払は「313」で報告。
316	生命保険金及び年金	1. 本項に該当するもの 定期生命保険を除く生命保険契約、個人年金保険契約、年金基金等に係る保険金・給付金・年金、解約返戻金の受払。なお、本項目は、貯蓄性のある保険に限る。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 雇用主が死亡した従業員に掛けていた受取保険金を原資として当該家族等に支払われる弔慰金の受払は「626」で報告。 (2) 生命保険契約のうち、定期生命保険契約（一定期間内に支払事由が発生しない場合、保険料が掛け捨てとなる保険）に基づく保険金の受払は「314」で報告。
317	再保険料	再保険契約に基づく再保険料の受払。
318	再保険金	再保険契約に基づく再保険金の受払。
319	保険、年金事務に関連する手数料	保険業務に係る事務手数料、保険・年金相談サービス費等の受払。
411	通信に関連する費用	電話、テレックス、衛星、インターネット等の利用代金の受払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
421	建設工事に関連する費用	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>から請負った(1) 海外の建設(修理を含む)、据付工事関連代金の受取、(2) 当該工事に関連して現地(第三国を含む)で調達する資材費、人件費等や下請けに発注した際の工事代金の支払。 (2) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>に発注した(1) 本邦内の建設(修理を含む)、据付工事関連代金の支払、(2) 当該工事に関連して本邦内で調達する資材費、人件費等や<u>居住者</u>が下請けした際の工事代金の<u>非居住者</u>からの受取。 (3) 現地(本邦を含む。以下この項において同じ)工事事務所等で支出する経常的経費(現地スタッフの人件費、光熱費、消耗品代等)の受払。 (4) 日本政府による、在外公館の用に供することを目的とした外国にある建物の取得・処分代金の受払。 (5) 外国政府等による、駐日外国公館の用に供することを目的とした本邦にある建物の取得・処分代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 上記(4)、(5)の取引に伴う、土地の取得・処分代金の受払は「711」で報告。
431	金融取引に関連する手数料等(証券の発行又は募集に関連するものを除く。)	1. 本項に該当するもの (1) 銀行諸手数料、証券取引手数料(品貸(借)料を除く)、投資顧問料、<u>ファイナンシャルリース</u>仲介手数料、デリバティブ関連手数料、<u>商品先物取引委託</u>手数料、保証料、資産管理・運用手数料等の受払。 (2) 金融取引に関する決済の延滞に伴って発生する延滞手数料(損害料)等のペナルティーに関する費用の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 証券の品貸(借)料の受払は「570」で報告。 (2) 貿易信用取引に関して、当初契約どおりに債務の履行がなされなかったことに伴って生じる追加の受払は「564」で報告。
432	証券の発行又は募集に関連する手数料	(1) <u>居住者</u>による証券の発行、募集に関連する手数料の支払。 (2) <u>非居住者</u>からの証券の発行、募集に関連する手数料の受取。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
441	ソフトウェア、システム開発 又はコンピュータの維持管 理等に関連する費用	1. 本項に該当するもの (1) コンピュータ又はソフトウェアに関連する以下の費用の受払。 ・利用料、情報処理料等（データ作成、計算委託、タイムシェアリング等）。 ・ソフトウェアの開発委託料。 ・ウェブページの開発、製作委託料。 ・コンピュータ又はその周辺機器の修理、保守費用。 ・コンサルティングサービス、データ回復サービス、ソフトウェアインストールサービス等。 (2) ダウンロード等の電子的手段で受渡しされるソフトウェアのうち、音楽又は映像以外に関する売買代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) ソフトウェアの複製・頒布権の対価である著作権使用料の受払は「452」、同著作権の取得・譲渡代金の受払は「721」で報告。 (2) ソフトウェアのうち、ディスク等の物理的媒体で受渡しされるもので、<u>輸出入</u>に該当する場合には、報告不要。 (3) ダウンロード等の電子的手段で受渡しされるソフトウェアのうち、音楽又は映像に関する売買代金の受払は「472」で報告。
442	情報に関連する費用	1. 本項に該当するもの (1) ニュースサービス（報道機関等によるニュースビデオ、写真、フィルム等の提供を含む）、データベースサービス、オンラインサービス、検索エンジンサービス等に関連する費用の受払。 (2) 図書館・公文書館サービス、アーカイブサービスの利用代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） ソフトウェアの著作権、音楽、映像等の著作物の使用料の受払は「452」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
451	知的財産権(著作権に関連するものを除く。)の使用料、技術指導料	1. 本項に該当するもの (1) 産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の使用料の受払。 (2) ノウハウ(技術情報)の使用料の受払。 (3) フランチャイズ加盟に伴う各種費用の受払。 (4) 販売権の許諾・設定に伴う受払。 (5) 上記に準じる知的財産権の使用料の受払。 (6) 上記(1)～(5)の権利に関する技術、経営指導料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 権利自体の取得・譲渡代金の受払は「720」又は「723」で報告。
452	著作権等使用料	1. 本項に該当するもの (1) 著作権使用料の受払。 (2) ソフトウェア、音楽、映像等を複製・頒布するための使用権料、ライセンス料の受払。 (3) 文芸、学術、美術、音楽、映像、キャラクター商品等著作物の使用料の受払。 (4) 上映・放映権料、配給権料、映画のビデオ化に関する代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 権利自体の取得・譲渡代金の受払は「721」又は「722」で報告。
453	鉱業権等使用料	1. 本項に該当するもの 石油、天然ガス、金属鉱物等の鉱業権(試掘権、採掘権)、漁業権の使用料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 権利自体の取得・譲渡代金の受払は「723」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
461	リース料（ファイナンス・リース料を除く。）	1. 本項に該当するもの 機械、設備等のオペレーショナルリース契約に基づく賃貸借料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) ファイナンス・リース契約に基づく受払は「052」（元本）又は「567」（利子）で報告。 (2) 国際輸送に係る船舶、航空機の賃貸借料の受払は「200 番台」で報告。 (3) 不動産の賃貸借料の受払は「565」で報告。
462	広告宣伝又は市場調査に関連する費用	1. 本項に該当するもの (1) テレビコマーシャル等の広告宣伝費及び宣伝に関する制作費（コマーシャル、ポスター、景品等）の受払。 (2) 展示会、見本市等の開催費用の受払。 (3) マーケティング費、市場調査費の受払。 (4) 製品販売促進のための費用の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 輸出契約に基づく販売促進のための値引金の受払は「074」又は「075」、仲介貿易及び現地転売に関連する販売促進のための値引金の受払は「076」で報告。
463	法務、会計に関連する指導料、代行費用又は監査料等	(1) 法律顧問料、会計監査料、税務相談料等の受払。 (2) 経営に関するコンサルティング料の受払。 (3) 法務・会計関連の書類作成等の代行業務費用の受払。
464	研究開発費	1. 本項に該当するもの 基礎研究、応用研究、新製品開発等に関する費用の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） ソフトウェアの開発委託費の受払は「441」で報告。
468	その他専門業務に関連する費用	専門的な業務サービスに伴う費用の受払。主な例は以下の通り。 ・ 建築、工学、その他の技術サービス（都市開発計画の建築デザイン、工事の企画・立案・監督、製品の試験・検査等）。 ・ 農業、鉱業サービス（病虫害の駆除、農業改良、鉱石分析等）。 ・ その他の専門業務サービス（翻訳・通訳、特許出願・登録代行、廃棄物処理等）。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
469	事務所の管理運営費（建設工事に係るものを除く。）	1. 本項に該当するもの (1) 本邦法人（<u>居住者</u>）が、当該法人の海外事務所を維持するために支出する経常的経費（現地スタッフの人件費、光熱費、消耗品代等）の支払。 (2) 外国法人（<u>非居住者</u>）の本邦内事務所が、当該事務所を維持するために支出する経常的経費（本邦スタッフの人件費、光熱費、消耗品代等）の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 建設工事に係る現地工事事務所等で支出する経常的経費の受払は「421」で報告。 (2) 事務所の設立資金及び拡張資金（固定資産や繰延資産の増加を伴うもの）の受払は「811」又は「911」で報告。 (3) 事務所の経常的経費を負担する代わりに、当該事務所が提供するサービス（市場調査結果の情報提供等）を受けている場合には、当該提供を受けたサービスの内容に応じ、該当する番号で報告。 (4) 親子会社等の関係にある法人間の受払は該当しない。 例えば、米国の親会社から新製品販売に関する日本市場の調査を依頼（業務委託）され、この委託費を受取る場合には、「462（市場調査関連費用）」とする（この際、当該受取資金の本邦内での使途が「調査のための経費」であるため、「469（事務所の管理運営費）」として報告する誤りがみられる。報告書の国際収支項目番号は、<u>非居住者</u>である米国の親会社からどのような取引に基づき資金を受取ったかを記入するものであるため、同番号は「462（市場調査関連費用）」とすること）。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
471	文化又は教育サービスに 関連する費用	1. 本項に該当するもの (1) 通信教育、テレビ・インターネットを介した教育に関連したサービスに伴う費用の受払。 (2) スポーツ選手等の報酬・賞金、大会等への参加料の受払。 (3) 美術館・博物館その他の文化活動に関連した費用の受払。 (4) 個人が協会、クラブ、学会その他の団体に加入することに伴う会員権（預託型・株式型を除く）の取得・譲渡代金、入会金、会費等の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) スポーツ・娯楽等の会員権の取得・譲渡代金の受払は、その種類が預託型や株式型の場合には「812」、「843」、「875」、「912」、「943」、「980」又は「981」で報告。 (2) 企業や業界団体等が協会、事業者団体等との間で行う会費等の受払は「468」で報告。 (3) 留学に係る教育費の受払は「113」又は「114」で報告。
472	音楽、映像又は興行等に関連 する費用	1. 本項に該当するもの (1) 映画、番組、音楽の制作費の受払。制作費には俳優等の出演料、プロデューサーの報酬等を含む。 (2) 演劇・音楽の公演、スポーツイベント、サーカス等の興行開催に伴う収入又はこれらの開催に伴う関連費用（会場、広告宣伝、イベントに関与した出演者、ディレクター、プロデューサー等の出演・出場料、報酬等）の受払。 (3) ダウンロード等の電子的手段で受渡しされるソフトウェアのうち、音楽又は映像に関する売買代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) ダウンロード等の電子的手段で受渡しされるソフトウェアのうち、音楽又は映像以外に関する売買代金の受払は「441」で報告。 (2) 報道機関によるニュースフィルム等の売買代金の受払は「442」で報告。 (3) 広告宣伝用のフィルム等の制作費の受払は「462」で報告。 (4) 音楽、映像等を複製・頒布するための使用権料、ライセンス料、上映・放映権料、配給権料、映画のビデオ化に伴う著作権使用料等の受払は「452」で報告。 (5) 音楽、映像、キャラクター商品等コンピュータソフトウェア以外の著作権の取得・譲渡代金の受払は「722」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
481	政府機関又は国際機関等に関連する経費	1. 本項に該当するもの (1) 本邦内にある外国政府公館、米軍が支出する経費（サービス取引、事務用品、調度品、光熱水道、公用車の運行・保守、公的接待費等）の受取。報告者は外国政府公館等からの当該経費に係る支払を受領する<u>居住者</u>。 (2) 日本政府による在外公館経費の支払（海外送金）。 (3) 政府機関、国際機関によるサービスの提供で、他の国際収支項目に含まれない取引代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 政府が公館の用に供することを目的とした土地の取得・処分代金の受払は「711」、建物の取得・譲渡代金の受払は「421」で報告。
491	貸借記又は相殺の決済尻	1. 本項に該当するもの (1) 勘定の貸記及び借記に基づく貸記残高又は借記残高(相殺後の差額)の受払。 (2) 債権・債務の相殺に基づく差額の受払。 ただし、本国際収支項目番号で報告できるのは「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等）」（報告省令別紙様式第1又は2）で、債権債務の総額（当該相殺尻を含んだ金額）を報告した場合に限る。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 上記1.（2）に関連して、債権債務の相殺対象額（債権債務の金額が同額）のみを「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等）」（報告省令別紙様式第1又は2）で報告した場合は、本国際収支項目番号でなく、差額相当額に該当する国際収支項目番号を記入すること。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
511	給料、賃金	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>が直接雇用する<u>非居住者</u>個人に支払う給与（役員報酬を含む）。 (2) <u>非居住者</u>（本邦にある外国政府の公館、軍用地及び国際機関を含む）に直接雇用される<u>居住者</u>個人が当該<u>非居住者</u>から受取る給与（役員報酬を含む）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 本邦内にある事務所に勤務する外国人は<u>居住者</u>、外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する本邦人は<u>非居住者</u>として扱われるため、勤務地で支払われる給与は報告対象外。 (2) 出向者の勤務先が、勤務している社員に代わって本国家族に送金する資金を、出向元企業にまとめて送金することに伴う受払は「615」で報告。 (3) 出向者の給与を、出向元の企業が負担することに伴う受払は「626」で報告。 (4) 退職金の受払で、外国にある事務所に勤務していた者が退職に伴い本邦に移住する際、又は本邦内にある事務所に勤務していた者が退職に伴い外国へ移住する際に支払われたものは「616」で報告。 (5) 人材派遣サービスを受ける場合又は人材派遣サービスを提供する場合の派遣料の受払は「468」で報告。
512	支店収益	1. 本項に該当するもの (1) 本邦法人の海外支店からの利潤の受取。 (2) 外国法人の本邦内支店からの海外本店への利潤の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 欠損補填金の受払は「568」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
521	配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等又は外国子会社等との間）	1. 本項に該当するもの（参考1及び参考2を参照） (1) <u>外国子会社等</u>からの配当金の受取。 (2) <u>本邦親会社等</u>の<u>株式等</u>を保有する<u>外国子会社等</u>に対する配当金の支払。 — 上記(1)又は(2)に係る配当金は、それぞれ国際収支項目番号が「812」又は「913」に該当する<u>株式等</u>に対応する利益配当金の受払に限る。 (3) <u>外国親会社等</u>に対する配当金の支払。 (4) <u>外国親会社等</u>の<u>株式等</u>を保有する<u>本邦子会社等</u>による配当金の受取。 — 上記(3)又は(4)に係る配当金は、それぞれ国際収支項目番号が「912」又は「813」に該当する<u>株式等</u>に対応する利益配当金の受払に限る。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 「812」、「813」、「912」又は「913」に該当しない<u>株式等</u>に係る配当金の受払は「529」又は「551」で報告。 (2) 利益配当金以外の配当金（例えば清算配当金や資本の取崩しによる配当金）の受払は「812」又は「912」で報告。
529	配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等及び外国子会社等との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考1及び参考2を参照） (1) 投資先（<u>外国子会社等</u>に該当しない<u>非居住者</u>）からの利益配当金の受取。 (2) 出資者（<u>外国親会社等</u>に該当しない<u>非居住者</u>）への利益配当金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>外国親会社等</u>又は<u>外国子会社等</u>との間の配当金の受払は「521」で報告。 (2) 利益配当金以外の配当金（例えば清算配当金や資本の取崩しによる配当金）の受払は「843」又は「943」で報告。 (3) 優先株又は優先出資証券のうち、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものに係る配当金の受払は「545」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
531	貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間以外））	1. 本項に該当するもの（参考3及び参考4を参照） (1) <u>外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>に対する貸付金に係る利息の受取であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) <u>外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>からの借入金に係る利息の支払であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「820」、「823」、「920」又は「923」で報告。
532	貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間））	1. 本項に該当するもの（参考3及び参考4を参照） (1) <u>外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>に対する貸付金に係る利息の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>の場合。 (2) <u>外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>からの借入金に係る利息の支払であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>の場合。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「826」、「827」、「926」又は「927」で報告。
533	貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考3及び参考4を参照） (1) <u>非居住者（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業を除く）</u>に対する貸付金に係る利息の受取。 (2) <u>非居住者（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業を除く）</u>からの借入金に係る利息の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「871」、「872」、「970」、「971」又は「972」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
541	債券利子（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間以外））	1. 本項に該当するもの（参考1及び参考2を参照） (1) <u>外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>が発行した債券に係る利子の受取であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) <u>外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>が所有する、<u>居住者</u>が発行した債券に係る利子の支払であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「815」、「817」、「915」又は「917」で報告。
542	債券利子（外国親会社等又は外国子会社等との間（金融会社間））	1. 本項に該当するもの（参考1及び参考2を参照） (1) <u>外国親会社等又は外国子会社等</u>が発行した債券又は譲渡性預金証書に係る利子の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>の場合。 (2) <u>外国親会社等又は外国子会社等</u>が所有する、<u>居住者</u>が発行した債券に係る利子の支払であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>の場合。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「814」、「816」、「914」又は「916」で報告。
543	債券（中長期）利子（対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間））	1. 本項に該当するもの（参考1及び参考2を参照） (1) <u>対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>が発行した債券又は譲渡性預金証書（原契約期間が1年超）に係る利子の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>の場合。 (2) <u>対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業</u>が所有する、<u>居住者</u>が発行した債券（原契約期間が1年超）に係る利子の支払であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>の場合。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「824」又は「924」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
544	債券（短期）利子（対外投資に 係る外国関連企業又は対 内投資に係る外国関連企業 との間（金融会社間））	1. 本項に該当するもの（参考 1 及び参考 2 を参照） (1) 対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業が発行した債券又は譲渡性預金証書（原契約期間が 1 年以内）に係る利子の受取であって、当事者の双方が金融会社の場合。 (2) 対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業が所有する、居住者が発行した債券（原契約期間が 1 年以内）に係る利子の支払であって、当事者の双方が金融会社の場合。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「825」又は「925」で報告。
545	債券（中長期）利子（外国親 会社等、外国子会社等、対外 投資に係る外国関連企業及 び対内投資に係る外国関連 企業との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考 1 及び参考 2 を参照） (1) 非居住者（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業を除く）が発行した債券又は譲渡性預金証書（原契約期間が 1 年超）に係る利子の受取。 (2) 非居住者（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業を除く）が所有する居住者発行債券（原契約期間が 1 年超）に係る利子の支払。 (3) 優先株又は優先出資証券のうち、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものに係る配当金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「831」、「844」、「851」、「931」、「944」又は「950」で報告。
546	債券（短期）利子（外国親 会社等、外国子会社等、対外 投資に係る外国関連企業及 び対内投資に係る外国関連 企業との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考 1 及び参考 2 を参照） (1) 非居住者（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業を除く）が発行した債券又は譲渡性預金証書（原契約期間が 1 年以内）に係る利子の受取。 (2) 非居住者（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業を除く）が所有する居住者発行債券（原契約期間が 1 年以内）に係る利子の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「832」、「845」、「852」、「932」、「945」又は「951」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
551	投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金	1. 本項に該当するもの（参考 1 及び参考 2 を参照） (1) 会社型投資信託（居住者の議決権が 10%未満の外国の投資信託又は非居住者の議決権が 10%未満の本邦の投資信託）の収益分配金の受払。 (2) 契約型投資信託の収益分配金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 元本の受払は「843」、「851」、「852」、「943」、「950」又は「951」で報告。 (2) 会社型投資信託（居住者の議決権が 10%以上の外国の投資信託又は非居住者の議決権が 10%以上の本邦の投資信託）の収益分配金の受払は「521」で報告。
563	預金利息	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>による海外金融機関等への預け金から発生する受取利息（銀行等の金融機関以外への預け金を含む）。 (2) <u>非居住者</u>による本邦金融機関等への預け金から発生する支払利息（銀行等の金融機関以外への預け金を含む）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「875」、「980」又は「981」で報告。
564	貿易信用に係る利子	貿易信用の供与又は享受に係る利子の受払（当初契約どおりに債務の履行がなされなかったことに伴って生じる追加の受払を含む）。
565	不動産賃貸借料	1. 本項に該当するもの 不動産の賃貸に伴う賃貸借料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 動産の賃貸に伴う賃貸借料の受払は「052」、「461」又は「567」で報告。
566	割賦販売に係る利子	1. 本項に該当するもの <u>割賦販売契約</u>に基づく割賦代金のうち、利子部分の受払。ただし、本邦又は外国において売買した<u>商品</u>（<u>輸出入</u>又は仲介貿易に該当しないもの。<u>貴金属</u>を含む）の取引に限る。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本の受払は「042」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
567	ファイナンスリース料 (利子部分)	1. 本項に該当するもの <u>ファイナンスリース</u>契約に基づくリース料のうち、利子部分の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 元本の受払は「052」で報告。 (2) 運航事業収支報告書又は国際輸送事業収支報告書の提出者は「216」又は「217」で報告。 (3) <u>オペレーショナルリース</u>契約に基づくリース料の受払は「461」で報告。
568	欠損補填金（外国親会社等又は外国子会社等との間）	1. 本項に該当するもの (1) <u>外国子会社等</u>又は本邦法人の海外支店への欠損補填金の支払。 (2) <u>本邦子会社等</u>又は外国法人の本邦内支店による欠損補填金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 欠損補填金以外の損失補填金の受払は「626」で報告。 (2) <u>外国子会社等</u>の欠損補填のため、利益剰余金に振替ることを目的とした資本剰余金への払込に係る支払は「812」で報告。 (3) <u>本邦子会社等</u>の欠損補填のため、利益剰余金に振替ることを目的とした資本剰余金への払込に係る受取は「912」で報告。
570	証券貸借料	1. 本項に該当するもの 証券貸借取引のうち、「無担保証券貸借」、「証券担保付証券貸借」等の貸借料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 証券貸借取引のうち、「現金担保付証券貸借」の貸借料の受払は「531」～「533」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
573	組合その他の団体に対する 出資に係る収益分配金	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>による外国にある組合その他の団体（これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有しない、又はこれらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該居住者が有する権限の割合が 10%未満のものに限る）への出資に係る収益分配金の受取。 (注 1) 外国にある組合その他の団体とは、本邦における投資事業有限責任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合に類似する外国の組合（リミティッド・パートナーシップ等）をいう。 (注 2) 業務執行を決定できる権限の有無は、個々の組合契約に基づき判断すること。一般的に、①外国のジェネラル・パートナーシップやリミティッド・ライアビリティー・パートナーシップの全組合員、②外国のリミティッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、当該権限を有する可能性がある。一方、外国のリミティッド・パートナーシップのリミティッド・パートナーは、通常、当該権限を有しない。 (2) <u>居住者</u>による匿名組合に類似する外国の組合への出資に係る収益分配金の受取。 (3) <u>非居住者</u>による本邦にある組合その他の団体（これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有しない、又はこれらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該非居住者が有する権限の割合が 10%未満のものに限る）への出資に係る収益分配金の支払。 (注 3) 本邦にある組合その他の団体とは、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合をいう。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
		(注4) 業務執行を決定できる権限の有無は、個々の組合契約に基づき判断すること。一般的に、①有限責任事業組合や民法上の組合の全組合員、②投資事業有限責任組合の無限責任組合員は、当該権限を有する可能性がある。一方、投資事業有限責任組合の有限責任組合員は、通常、当該権限を有しない。 (4) <u>非居住者</u>による匿名組合への出資に係る収益分配金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 元本の受払は「878」又は「977」で報告。 (2) <u>居住者</u>による外国にある組合その他の団体(これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該居住者が有する権限の割合が10%以上のもの)への出資に係る収益分配金の受取は「521」で報告。 (3) <u>非居住者</u>による本邦にある組合その他の団体(これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該非居住者が有する権限の割合が10%以上のもの)への出資に係る収益分配金の支払は「521」で報告。
579	その他投資収益	1. 本項に該当するもの 対外資産又は対外負債に係る投資収益で、他の項目に該当しない投資収益の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 元本の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。
611	政府間の贈与	1. 本項に該当するもの <u>日本政府等</u>と外国政府等(国際機関を含む)との間の無償資金協力に係る受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 非政府・非営利組織(NGO、NPO)による受払は「626」で報告。
612	国際機関に対する分担金又は拠出金	国際連合等国際機関に対する <u>日本政府等</u> の分担金・拠出金の支出又は回収。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 （下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください）
615	個人間の贈与等、労働者の留守宅送金	1. 本項に該当するもの （居住者個人と非居住者個人との贈与等） （1）親族・知人との間の生活費補助の受払。 （2）個人間の寄付・贈与等の受払。 （3）個人間の損害賠償金（和解金、慰謝料を含む）の受払。 （労働者の留守宅送金） （1）本邦に残留している家族が、外国勤務のために出国した者（又は勤務先企業）から受取る生活費。 （2）本邦に勤務目的で入国した者（又は勤務先企業）が、外国の残留家族に支払う生活費。 （3）労働者の勤務先企業が、給与を当該労働者が母国に開設している預金口座に振込む場合であって、それが残留家族の生活費目的である場合。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） （1）<u>居住者</u>による外国にある預金口座への預入のための支払又は引出に伴う受取は個人間の送金ではない（取引の相手は預金口座を開設している金融機関）ため、「875」で報告。海外への移住に伴う外国にある預金口座への送金又は本邦への移住に伴う外国にある預金口座からの受取は「616」で報告。 （2）勤務目的で出入国した労働者はその国の<u>居住者</u>として扱われるため、勤務先からの給与の受取は報告対象外。受取った給与の一部（又は全部）を母国の残留家族に送金する場合は「615」に該当。 （3）個人間の貸付金の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。 （4）本邦にある外国公館の外交官や領事官、在日米軍基地の隊員は<u>非居住者</u>であるため、報告対象外。 （5）個人間であっても、相続、遺贈に伴う資産の移転は「617」、固定資産の取得のための贈与は「619」で報告。
616	移住に伴う資産の移転	1. 本項に該当するもの （1）海外への移住に伴う本邦にある自己資産の海外への送金。 （2）本邦への移住に伴う海外にある自己資産の本邦への回収。 2. 本項に該当しないもの（紛らわしいもの） 海外への移住を伴わない、海外での預金に伴う本邦から海外への送金又は海外から本邦への回収は「875」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
617	相続、遺贈に伴う資産の移転	(1) <u>非居住者</u>からの相続財産又は<u>非居住者</u>から遺贈を受けた財産の受取。 (2) <u>非居住者</u>が<u>居住者</u>より相続した財産又は遺贈を受けた財産の<u>非居住者</u>への支払。
618	相続税又は贈与税	1. 本項に該当するもの (1) 日本政府による<u>非居住者</u>からの相続税又は贈与税の受取。 (2) <u>居住者</u>による外国政府への相続税又は贈与税の支払。 2. 本項に該当しないもの (紛らわしいもの) 所得税等その他の税金の支払は「621」～「624」で報告。
619	固定資産の取得のための贈与	1. 本項に該当するもの (1) 固定資産の取得を目的とした<u>居住者</u>から<u>非居住者</u>への贈与金の支払。 (2) 固定資産の取得を目的とした<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>からの贈与金の受取。 2. 本項に該当しないもの (紛らわしいもの) 固定資産の取得を目的としない贈与金の支払は「615」又は「626」で報告。
621	消費税等 (内国税に限る。)	1. 本項に該当するもの (1) 日本政府等による<u>非居住者</u>からの消費税及び地方消費税等の受取。 (2) 日本政府等による<u>非居住者</u>に対する上記 (1) に係る諸税還付金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) 日本政府等による<u>非居住者</u>からの相続税又は贈与税の受取は「618」、消費税及び地方消費税等以外のその他諸税の受取は「622」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
622	日本政府と非居住者との間の のその他税(内国税に限る。)	1. 本項に該当するもの (1) <u>日本政府等</u>による<u>非居住者</u>からの所得税、法人税、地方住民税又はその他諸税(消費税及び地方消費税等、相続税又は贈与税を除く)の受取。 (2) <u>日本政府等</u>による<u>非居住者</u>に対する上記(1)に係る諸税還付金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) <u>日本政府等</u>による<u>非居住者</u>からの相続税又は贈与税の受取は「618」、消費税及び地方消費税等の受取は「621」で報告。 (2) 外国政府等と<u>居住者</u>(<u>日本政府等</u>を除く)との税金の支払は「623」又は「624」で報告。
623	付加価値税、天然資源に係る 税等(外国税に限る。)	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>による外国政府等への付加価値税(消費税、物品税等を含む)、採掘量や油価等に応じて支払いが求められる税金等の支払。 (2) <u>居住者</u>による外国政府等からの上記(1)に係る諸税還付金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) <u>居住者</u>による外国政府等に対する相続税又は贈与税の支払は「618」、外国政府等への付加価値税や採掘量や油価等に応じて支払いが求められる税金等以外のその他諸税の支払は「624」で報告。
624	その他外国税	1. 本項に該当するもの 国際収支項目番号「618」又は「621」～「623」に該当しない税等の受払。主な例は以下の通り。 (1) <u>居住者</u>による外国政府等に対する所得税又はその他諸税(消費税、相続税又は贈与税を除く)の支払。 (2) <u>居住者</u>による外国政府等からの上記(1)に係る諸税還付金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) <u>居住者</u>による外国政府等に対する相続税又は贈与税の支払は「618」、付加価値税、天然資源に係る税等の支払は「623」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
625	日本政府と非居住者との間の その他移転	1. 本項に該当するもの (1) <u>日本政府等</u>による<u>非居住者</u>からの社会保険料、領事査証料、罰金等の受取。 (2) <u>日本政府等</u>による<u>非居住者</u>に対する社会保険金、補償金等の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 外国政府等と<u>居住者</u>（<u>日本政府等</u>を除く）による贈与等に係る受払は「626」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 （下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください）
626	寄付金、損害賠償金又は負担金等	1. 本項に該当するもの 国際収支項目番号「615」、「619」又は「625」に該当しない贈与等の受払。主な例は以下の通り。 (1) 寄付金、災害援助金、布教関係費用、賞金（文化賞等）、損害賠償金（和解金、慰謝料又はリコールに伴い負担する費用を含む）、違約金、クレーム解決のための費用、損失補填金（「568」に該当するものを除く）、非営利団体による国際的な協会加盟のための会費等の受払で、個人間のものを除く。 (2) 本邦企業から外国にある子会社又は関連会社へ出向した従業員の給与（従業員が負担する税金や家族の学費等を含む）の一部（又は全部）を出向元が負担することに伴う支払。また、外国企業から本邦内にある子会社又は関連会社へ出向してきた従業員の給与（従業員が負担する税金や家族の学費等を含む）の一部（又は全部）を出向元の外国企業が負担することに伴う受取。 (3) <u>居住者</u>による外国政府等に対する社会保険料、領事査証料等の支払。 (4) <u>居住者</u>による外国政府等からの社会保険金、補償金等の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 金融取引に関する決済の延滞に伴って発生する延滞手数料（損害料）等のペナルティーに関する費用の受払は「431」で報告。 (2) 個人が加入する文化・娯楽関連団体へ支払う入会金、会費の受払は「471」、企業や業界団体が加盟する協会、事業者団体等との間で行う会費等の受払は「468」で報告。 (3) 貿易信用取引に関して、当初契約どおりに債務の履行がなされなかったことに伴って生じる追加の受払は「564」で報告。 (4) 家族への生活費の送金は「615」で報告。 (5) 固定資産の取得のための贈与金の受払は「619」で報告。 (6) <u>日本政府等</u>と<u>非居住者</u>による贈与等に係る受払は「625」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
711	在外公館又は在日外国公館 のための土地の取得又は処 分代金	1. 本項に該当するもの (1) 日本政府による、在外公館の用に供することを目的とした 外国にある土地の取得・処分代金の受払。 (2) 外国政府による、在日外国公館の用に供することを目的と した本邦にある土地の取得・処分代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 在外公館、在日外国公館の用に供することを目的とした建物の 取得・譲渡代金の受払は「421」で報告。
720	産業財産権の取得又は譲渡代 金	1. 本項に該当するもの 産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権)の取得・譲渡代金 の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 商標権の取得・譲渡代金の受払は「723」で報告。 (2) 産業財産権の使用料の受払は「451」で報告。
721	著作権の取得又は譲渡代金(コ ンピュータソフトウェアに係 るもの)	1. 本項に該当するもの コンピュータソフトウェアの著作権の取得・譲渡代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) コンピュータソフトウェアの著作権使用料の受払は「452」で 報告。
722	著作権の取得又は譲渡代金(コ ンピュータソフトウェア以外 の著作物に係るもの)	1. 本項に該当するもの 文芸、学術、美術、音楽、映像、キャラクター商品等の著作 権の取得・譲渡代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 文芸、学術、美術、音楽、映像、キャラクター商品等著作物 の使用料の受払は「452」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
723	その他権利の取得又は譲渡代 金	1. 本項に該当するもの 鉱業権、商標権、リース権、排出権（排出権取得を目的とし た出資を含む）、移籍金等の権利の取得・譲渡代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 権利の使用料の受払は「451」～「453」で報告。 (2) フランチャイズ加盟、販売権の許諾・設定に伴う受払は 「451」で報告。 (3) 産業財産権（除く商標権）の取得・譲渡代金の受払は「720」、 コンピュータソフトウェアの著作権の取得・譲渡代金の受払 は「721」、音楽、映像等の著作権の取得・譲渡代金の受払は 「722」で報告。
〔親子会社等又は関連企業への対外投 資〕		
811	対外支店投資	1. 本項に該当するもの (1) 本邦法人の海外支店の設立資金、拡張資金の支払。 (2) 当該支店の閉鎖又は業務縮小に伴う回収資金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 本支店間の貸付けに伴う受払は「820」、「823」、「826」 又は「827」で報告。 (2) 支店からの利潤の受取は「512」で報告。
812	本邦親会社等による外国子 会社等株式等の取得又は処 分代金（清算配当金を含む。）	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>本邦親会社等による外国子会社等の株式等</u>の取得代金の支 払。 — 子会社等設立又は親会社となるための<u>株式等</u>の取得、資 本準備金への払込み又は居住者の議決権が 10%以上とな る会社型投資信託の取得を含む。 (2) 上記（1）の<u>株式等</u>の処分代金の受取。 — 居住者の議決権が 10%以上の会社型投資信託の処分を 含む。 (3) 子会社等の解散等に伴う清算配当金や資本の取崩しによる 配当金の受取。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
		(4) 居住者による外国にある組合その他の団体（これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該居住者が有する権限の割合が 10%以上のもの）への出資に伴う支払。 (注 1) 外国にある組合その他の団体とは、本邦における投資事業有限責任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合に類似する外国の組合（リミティッド・パートナーシップ等）をいう。 (注 2) 業務執行を決定できる権限の有無は、個々の組合契約に基づき判断すること。一般的に、①外国のジェネラル・パートナーシップやリミティッド・ライアビリティー・パートナーシップの全組合員、②外国のリミティッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、当該権限を有する可能性がある。一方、外国のリミティッド・パートナーシップのリミティッド・パートナーは、通常、当該権限を有しない。 (5) 上記 (4) の出資の回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 利益配当金の受取は「521」で報告。 (2) 居住者の議決権が 10%未満となる会社型投資信託の取得や、居住者の議決権が 10%未満の会社型投資信託の処分は、「843」で報告。 (3) 居住者による外国にある組合その他の団体（これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有しない、又はこれらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該居住者が有する権限の割合が 10%未満のもの）への出資及び当該出資の回収は「878」で報告。
813	本邦子会社等による外国親会社等株式等の取得又は処分代金	1. 本項に該当するもの（参考 1 を参照） (1) <u>本邦子会社等</u>による<u>外国親会社等</u>の<u>株式等</u>の取得代金の支払。 (2) 上記 (1) の<u>株式等</u>の処分代金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の受取は「521」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
814	本邦親会社等による外国子 会社等発行債券の取得、処分 代金又は償還金（金融会社 間）	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>本邦親会社等による外国子会社等発行債券の取得代金の支</u> 払であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受取は「542」で報告。
815	本邦親会社等による外国子 会社等又は本邦関連企業に よる対外投資に係る外国関 連企業発行債券の取得、処分 代金又は償還金（金融会社間 以外）	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>本邦親会社等による外国子会社等発行債券の取得代金（発</u> 行代わり金を含む）の支払又は<u>本邦関連企業による対外投資</u> <u>に係る外国関連企業発行債券の取得代金（発行代わり金を含</u> む）の支払であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融</u> <u>会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受取は「541」で報告。
816	本邦子会社等による外国親 会社等発行債券の取得、処分 代金又は償還金（金融会社 間）	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>本邦子会社等による外国親会社等発行債券の取得代金の支</u> 払であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受取は「542」で報告。
817	本邦子会社等による外国親 会社等又は本邦関連企業に よる対内投資に係る外国関 連企業発行債券の取得、処分 代金又は償還金（金融会社間 以外）	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>本邦子会社等による外国親会社等発行債券の取得代金（発</u> 行代わり金を含む）の支払又は<u>本邦関連企業による対内投資</u> <u>に係る外国関連企業発行債券の取得代金（発行代わり金を含</u> む）の支払であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融</u> <u>会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受取は「541」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
820	本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業への貸付金（金融会社間以外）	1. 本項に該当するもの（参考3を参照） (1) 本邦親会社等による<u>外国子会社等</u>への貸付けの実行に伴う支払又は本邦関連企業による<u>対外投資に係る外国関連企業</u>への貸付けの実行に伴う支払であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の貸付けの回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の受取は「531」で報告。
823	本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への貸付金（金融会社間以外）	1. 本項に該当するもの（参考3を参照） (1) 本邦子会社等による<u>外国親会社等</u>への貸付けの実行に伴う支払又は本邦関連企業による<u>対内投資に係る外国関連企業</u>への貸付けの実行に伴う支払であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の貸付けの回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の受取は「531」で報告。
824	本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) 本邦関連企業による<u>対外投資に係る外国関連企業</u>又は<u>対内投資に係る外国関連企業</u>発行中長期債券（原契約期間が1年超）の取得代金の支払であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受取は「543」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
825	本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業発行債券(短期)の取得、処分代金又は償還金(金融会社間)	1. 本項に該当するもの(参考1を参照) (1) 本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業発行短期債券(原契約期間が1年以内)の取得代金の支払であって、当事者の双方が金融会社である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 利子の受取は「544」で報告。
826	本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への中長期貸付金(金融会社間)	1. 本項に該当するもの(参考3を参照) (1) 本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への中長期貸付け(原契約期間が1年超)の実行に伴う支払であって、当事者の双方が金融会社である場合。 (2) 上記(1)の貸付けの回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の受取は「532」で報告。
827	本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への短期貸付金(金融会社間)	1. 本項に該当するもの(参考3を参照) (1) 本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への短期貸付け(原契約期間が1年以内)の実行に伴う支払であって、当事者の双方が金融会社である場合。 (2) 上記(1)の貸付けの回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の受取は「532」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
〔証券投資（対外投資に係るもの）〕		
831	非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が1年を超える証券の発行代わり金又は償還金	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>非居住者</u>が本邦で発行した証券（原契約期間が1年超）の発行体への発行代わり金の支払。 (2) 上記(1)の証券の発行体からの償還金の受取（繰上償還を含む）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 利子の受取は「545」で報告。 (2) 手数料の受取は「432」で報告。
832	非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が1年以内の証券の発行代わり金又は償還金	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>非居住者</u>が本邦で発行した短期証券（原契約期間が1年以内、含むCP）の発行体への発行代わり金の支払。 (2) 上記(1)の証券の発行体からの償還金の受取（繰上償還を含む）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 利子の受取は「546」で報告。 (2) 手数料の受取は「432」で報告。
＜その他の対外証券投資＞		
843	非居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) <u>非居住者発行株式等</u>の取得代金の支払。 —— 居住者の議決権が10%未満となる会社型投資信託の取得、<u>株式等</u>の取得又は処分を伴う会員権等の取得、資本準備金への払込みを含む。 (2) 当該<u>株式等</u>の処分代金、清算配当金、資本の取崩しによる配当金の受取。 —— 居住者の議決権が10%未満の会社型投資信託の処分、<u>株式等</u>の取得又は処分を伴う会員権等の処分を含む。 (3) 新株予約権の権利行使による株式の取得代金の支払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
		2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 当該<u>株式等</u>の利益配当金（居住者の議決権が 10%未満の会社型投資信託の収益分配金を除く）の受取は「529」で報告。 (2) 居住者の議決権が 10%未満の会社型投資信託の収益分配金の受取は「551」で報告。 (3) 居住者の議決権が 10%以上となる会社型投資信託の取得や、居住者の議決権が 10%以上の会社型投資信託の処分は、「812」で報告。 (4) 優先株又は優先出資証券のうち、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものの取得・譲渡代金の受払は「844」で報告。
844	非居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考 1 を参照） (1) <u>非居住者</u>発行中長期債券（原契約期間が 1 年超）の取得代金又は償還金の支払。 (2) 上記（1）の債券の処分代金又は償還金の受取。 (3) 優先株又は優先出資証券のうち、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものの取得・譲渡代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受取は「545」で報告。
845	非居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考 1 を参照） (1) <u>非居住者</u>発行短期債券（原契約期間が 1 年以内）の取得代金又は償還金の支払。 (2) 上記（1）の債券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受取は「546」で報告。
848	非居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金	・本項に該当するもの（参考 1 を参照） (1) <u>非居住者</u>発行新株予約権又は社債引受権の取得代金の支払。 (2) 当該新株予約権又は社債引受権の処分代金の受取。
849	証券の買現先の買入又は売戻し	(1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>との間で行う証券の買現先の実行による支払。 (2) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>との間で行う証券の買現先の売戻しによる受取。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
851	その他非居住者発行中長期 証券の取得、処分代金又は償 還金	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) その他の<u>非居住者</u>発行中長期証券（原契約期間が1年超） の取得代金の支払。 —— 当該証券には、契約型投資信託に係る受益証券を含む。 (2) 上記(1)の証券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 契約型投資信託の収益分配金の受取は「551」で報告。 (2) 上記(1)以外の収益の受取は「545」で報告。
852	その他非居住者発行短期証 券の取得、処分代金又は償還 金	1. 本項に該当するもの（参考1を参照） (1) その他の<u>非居住者</u>発行短期証券（原契約期間が1年以内） の取得代金の支払。 (2) 当該証券の処分代金又は償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 収益の受取は「546」で報告。
〔その他投資（対外投資に係るもの）〕		
871	非居住者に対する中長期貸 付金（外国親会社等、外国子 会社等、対外投資に係る外国 関連企業及び対内投資に係 る外国関連企業との間の貸 付け以外）	1. 本項に該当するもの（参考3を参照） (1) <u>非居住者（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る 外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業を除く）</u>への 中長期貸付け（原契約期間が1年超）の実行に伴う支払。 (2) 上記(1)の貸付けの回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」 で報告。 (2) 利息の受取は「533」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
872	非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）	1. 本項に該当するもの（参考3を参照） (1) <u>非居住者</u>（<u>外国親会社等</u>、<u>外国子会社等</u>、<u>対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業</u>を除く）への短期貸付け（原契約期間が1年以内）の実行に伴う支払。 (2) 上記(1)の貸付けの回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の受取は「533」で報告。
873	非居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティシペーションを含む。）	1. 本項に該当するもの (1) <u>非居住者</u>に対する貸付債権（元本部分）の<u>非居住者</u>への譲渡に伴う代金の受取。 (2) 当該貸付債権（元本部分）の回収資金の譲渡先への支払。 (3) <u>非居住者</u>に対する貸付債権（元本部分）の<u>非居住者</u>からの譲受に伴う代金の支払。 (4) 当該貸付債権（元本部分）の回収資金の譲受先からの受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>非居住者</u>に対する貸付債権の譲渡代金の受取のうち、未収利息に係る部分は「531」～「533」で報告。 (2) <u>非居住者</u>に対する貸付債権の譲受代金の支払のうち、未収利息に係る部分は「531」～「533」で報告。 (3) 当該譲渡済み貸付債権の回収資金の譲渡先への支払のうち、利息部分は「531」～「533」で報告。 (4) 当該譲受済み貸付債権の回収資金の譲受先からの受取のうち、利息部分は「531」～「533」で報告。
874	外国にある不動産の取得又は処分代金（在外公館分を除く。）	(1) <u>居住者</u>による外国にある不動産の取得代金の支払。 (2) 当該不動産の処分代金の受取。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
875	非居住者に対する預け金	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>による外国にある預金（定期預金等貯蓄を目的とするものを含む）勘定への預入のための支払。 (2) 当該預金勘定からの引出に伴う受取。 (3) 預託金方式のリゾート会員権、ゴルフ会員権等の取得に伴う預託金の支払。 (4) 上記（3）に係る預託金の返還に伴う受取。 —— <u>非居住者</u>に対する預け金の月末残高が1億円相当額を超える場合には、別途「海外預金の残高に関する報告書」を提出する必要がある。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 預金勘定を通じて10日以内に<u>非居住者</u>との債権債務に係る決済を行う場合には、本項ではなく、当該受払の内容に該当する国際収支項目番号で報告。 (2) 預金利息の受取は「563」で報告。
876	保証の履行	(1) <u>居住者</u>による<u>非居住者</u>に対する保証の履行に係る支払。 (2) 当該保証の履行に伴う<u>非居住者</u>に対する求償債権の回収に係る受取。
877	債務履行の引受契約に係る預託金	(1) <u>居住者</u>の債務の履行を<u>非居住者</u>が引受ける契約（<u>デットアシンプション</u>）に係る預託金の支払。 (2) 当該預託金の回収に係る受取。 —— <u>非居住者</u>に対する預け金（当該預託金を含む）の月末残高が1億円相当額を超える場合には、別途「海外預金の残高に関する報告書」を提出する必要がある。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
878	組合その他の団体に対する 出資（親子会社等又は関連企 業への対外投資及び証券投 資（対外投資に係るもの）に 該当するもの以外）	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>による外国にある組合その他の団体（これらの団体 への出資者が業務執行に関与できる権限を有しない、又はこ れらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有する ものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該 居住者が有する権限の割合が 10%未満のもの）への出資に伴 う支払。 (注 1) 外国にある組合その他の団体とは、本邦における投 資事業有限責任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合 に類似する外国の組合（リミティッド・パートナーシップ 等）をいう。 (注 2) 業務執行を決定できる権限の有無は、個々の組合契 約に基づき判断すること。一般的に、①外国のジェネラ ル・パートナーシップやリミティッド・ライアビリティ ー・パートナーシップの全組合員、②外国のリミティッ ド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、当該 権限を有する可能性がある。一方、外国のリミティッド・ パートナーシップのリミティッド・パートナーは、通常、 当該権限を有しない。 (2) <u>居住者</u>による匿名組合に類似する外国の組合への出資に伴 う支払。 (3) 上記 (1) 又は (2) の出資の回収に伴う受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 収益分配金の受取は「573」で報告。 (2) 法人格のある組合への出資は「812」又は「843」で報告。 (3) 居住者による外国にある組合その他の団体（これらの団体 への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであつ て、業務執行を決定できる権限全体に占める当該居住者が有 する権限の割合が 10%以上のもの）への出資は「812」で報 告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
880	保証金及び担保金（居住者側の資産に計上されるもの）	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>と、店頭オプション取引、証券貸借取引、金融・証券先物取引、<u>商品</u>先物取引等、取引所における派生商品の取引、<u>輸出入</u>等、各種取引を行った場合における当該取引に伴う保証金、担保金等（<u>居住者</u>側の資産に計上されるもの）の預入に係る支払。 (2) 上記（1）の保証金及び担保金等の返還に係る受取。 — <u>非居住者</u>に対する預け金（保証金及び担保金を含む）の月末残高が1億円相当額を超える場合には、別途「海外預金の残高に関する報告書」を提出する必要がある。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>居住者</u>側の負債に計上されるべき保証金、担保金等の受入れ及びその払戻しは「979」で報告。
881	国際機関への出資	(1) <u>居住者</u>による国際機関への出資に伴う支払。 (2) 同出資の回収に伴う受取。
882	その他の資本取引（原契約期間等が1年を超えるもの）	(1) 「811」～「881」に該当しない<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>に対する債権の発生に係る中長期の資本取引に伴う支払。 (2) 当該取引に伴う債権の消滅に伴う受取。
883	その他の資本取引（原契約期間等が1年以内のもの）	(1) 「811」～「881」に該当しない<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>に対する債権の発生に係る短期の資本取引に伴う支払。 (2) 当該取引に伴う債権の消滅に伴う受取。
〔親子会社等又は関連企業への対内投資〕		
911	対内支店投資	1. 本項に該当するもの (1) 外国法人の本邦支店の設立資金、拡張資金の受取。 (2) 当該支店の閉鎖又は業務縮小に伴う回収資金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 本支店間の借入れに伴う受払は「920」、「923」、「926」又は「927」で報告。 (2) 本店への利潤の支払は「512」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
912	外国親会社等による本邦子 会社等株式等の取得又は処 分代金(清算配当金を含む。)	1. 本項に該当するもの(参考2を参照) (1) <u>外国親会社等</u>による<u>本邦子会社等</u>の<u>株式等</u>の取得代金の受 取。 — 子会社等設立又は親会社となるための<u>株式等</u>の取得、資 本準備金への受入れ又は非居住者の議決権が 10%以上と なる会社型投資信託の取得を含む。 (2) 上記(1)の<u>株式等</u>の処分代金の支払。 — 非居住者の議決権が 10%以上の会社型投資信託の処分 を含む。 (3) 子会社等の解散等に伴う清算配当金や資本の取崩しによる 配当金の支払。 (4) <u>非居住者</u>による本邦にある組合その他の団体(これらの団 体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであ って、業務執行を決定できる権限全体に占める当該非居住者 が有する権限の割合が 10%以上のもの)への出資に伴う受取。 (注1) 本邦にある組合その他の団体とは、投資事業有限責 任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合をいう。 (注2) 業務執行を決定できる権限の有無は、個々の組合契 約に基づき判断すること。一般的に、①有限責任事業組合 や民法上の組合の全組合員、②投資事業有限責任組合の無 限責任組合員は、当該権限を有する可能性がある。一方、 投資事業有限責任組合の有限責任組合員は、通常、当該権 限を有しない。 (5) 上記(4)の出資の回収に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 利益配当金の支払は「521」で報告。 (2) 非居住者の議決権が 10%未満となる会社型投資信託の取得 や、非居住者の議決権が 10%未満の会社型投資信託の処分 は、「943」で報告。 (3) <u>非居住者</u>による本邦にある組合その他の団体(これらの団 体への出資者が業務執行に関与できる権限を有しない、又は これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有す るものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当 該非居住者が有する権限の割合が 10%未満のもの)への出資 及び当該出資の回収は、「977」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
913	外国子会社等による本邦親会社等株式等の取得又は処分代金	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>外国子会社等</u>による<u>本邦親会社等</u>の<u>株式等</u>の取得代金の受取。 (2) 上記(1)の<u>株式等</u>の処分代金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の支払は「521」で報告。
914	外国親会社等による本邦子会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>外国親会社等</u>による<u>本邦子会社等</u>発行債券の取得代金の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の支払は「542」で報告。
915	外国親会社等による本邦子会社等又は対内投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>外国親会社等</u>による<u>本邦子会社等</u>発行債券の取得代金（発行代わり金を含む）の受取又は<u>対内投資に係る外国関連企業</u>による<u>本邦関連企業</u>発行債券の取得代金（発行代わり金を含む）の受取であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の支払は「541」で報告。
916	外国子会社等による本邦親会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>外国子会社等</u>による<u>本邦親会社等</u>発行債券の取得代金の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の支払は「542」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
917	外国子会社等による本邦親会社等又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金(金融会社間以外)	1. 本項に該当するもの(参考2を参照) (1) <u>外国子会社等</u>による<u>本邦親会社等</u>発行債券の取得代金(発行代わり金を含む)の受取又は<u>対外投資に係る外国関連企業</u>による<u>本邦関連企業</u>発行債券の取得代金(発行代わり金を含む)の受取であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 利子の支払は「541」で報告。
920	本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業からの借入金(金融会社間以外)	1. 本項に該当するもの(参考4を参照) (1) <u>本邦子会社等</u>による<u>外国親会社等</u>からの借入れの実行に伴う受取又は<u>本邦関連企業</u>による<u>対内投資に係る外国関連企業</u>からの借入れの実行に伴う受取であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の借入れの返済に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の支払は「531」で報告。
923	本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの借入金(金融会社間以外)	1. 本項に該当するもの(参考4を参照) (1) <u>本邦親会社等</u>による<u>外国子会社等</u>からの借入れの実行に伴う受取又は<u>本邦関連企業</u>による<u>対外投資に係る外国関連企業</u>からの借入れの実行に伴う受取であって、当事者の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>でない場合。 (2) 上記(1)の借入れの返済に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の支払は「531」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
924	対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行中長期債券</u>（原契約期間が1年超）の取得代金の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の支払は「543」で報告。
925	対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行短期債券</u>（原契約期間が1年以内）の取得代金の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の債券の処分代金又は償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の支払は「544」で報告。
926	本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの中長期借入金（金融会社間）	1. 本項に該当するもの（参考4を参照） (1) <u>本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業</u>からの中長期借入れ（原契約期間が1年超）の実行に伴う受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の借入れの返済に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の支払は「532」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
927	本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの短期借入金（金融会社間）	1. 本項に該当するもの（参考4を参照） (1) 本邦子会社等による<u>外国親会社等</u>、本邦関連企業による<u>対内投資に係る外国関連企業</u>、<u>本邦親会社等</u>による<u>外国子会社等</u>又は本邦関連企業による<u>対外投資に係る外国関連企業</u>からの短期借入れ（原契約期間が1年以内）の実行に伴う受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>である場合。 (2) 上記(1)の借入れの返済に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の支払は「532」で報告。
〔証券投資（対内投資に係るもの）〕		
931	居住者が外国において発行した、発行時の満期が1年を超える証券の発行代わり金又は償還金	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>居住者</u>が外国で発行した証券（原契約期間が1年超）の発行体による発行代わり金の受取。 (2) 上記(1)の証券の発行体による償還金の支払（繰上償還又は<u>デットアサンプション</u>による償還を含む）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 利子の支払は「545」で報告。 (2) 手数料の支払は「432」で報告。
932	居住者が外国において発行した、発行時の満期が1年以内の証券の発行代わり金又は償還金	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>居住者</u>が外国で発行した短期証券（原契約期間が1年以内、含むCP）の発行体による発行代わり金の受取。 (2) 上記(1)の証券の発行体による償還金の支払（繰上償還又は<u>デットアサンプション</u>による償還を含む）。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 利子の支払は「546」で報告。 (2) 手数料の支払は「432」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
＜その他の対内証券投資＞		
943	居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>非居住者</u>による<u>居住者発行株式等</u>の取得代金の受取。 — <u>非居住者</u>の議決権が 10%未満となる会社型投資信託の取得、<u>株式等</u>の取得又は処分を伴う会員権等の取得、資本準備金への払込みを含む。 (2) 非居住者による当該<u>株式等</u>の処分代金、清算配当金、資本の取崩しによる配当金の支払。 — <u>非居住者</u>の議決権が 10%未満の会社型投資信託の処分、<u>株式等</u>の取得又は処分を伴う会員権等の処分を含む。 (3) <u>非居住者</u>による新株予約権又は新投資口予約権の権利行使による株式の取得代金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 当該<u>株式等</u>の利益配当金（<u>非居住者</u>の議決権が 10%未満の会社型投資信託の収益分配金を除く）の支払は「529」で報告。 (2) <u>非居住者</u>の議決権が 10%未満の会社型投資信託の収益分配金の支払は「551」で報告。 (3) <u>非居住者</u>の議決権が 10%以上となる会社型投資信託の取得や、<u>非居住者</u>の議決権が 10%以上の会社型投資信託の処分は、「912」で報告。 (4) 優先株又は優先出資証券のうち、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものの取得・譲渡代金の受払は「944」で報告。
944	居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>居住者発行中長期債券</u>（原契約期間が1年超）の<u>非居住者</u>による取得代金又は<u>非居住者</u>からの償還金の受取。 (2) 上記（1）の債券の<u>非居住者</u>による処分代金又は<u>非居住者</u>への償還金の支払。 (3) 優先株又は優先出資証券のうち、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものの<u>非居住者</u>による取得・譲渡代金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の支払は「545」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
945	居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>居住者</u>発行短期債券（原契約期間が1年以内）の<u>非居住者</u>による取得代金又は<u>非居住者</u>からの償還金の受取。 (2) 上記(1)の債券の<u>非居住者</u>による処分代金又は非居住者への償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の支払は「546」で報告。
947	居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金	・本項に該当するもの（参考2を参照） (1) <u>非居住者</u>による<u>居住者</u>発行新株予約権又は新投資口予約権の取得代金の受取。 (2) <u>非居住者</u>による当該新株予約権又は新投資口予約権の処分代金の支払。
949	証券の売現先の売却又は買戻し	(1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>との間で行う証券の売現先の実行による受取。 (2) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>との間で行う証券の売現先の買戻しによる支払。
950	その他居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) その他の<u>居住者</u>発行中長期証券（原契約期間が1年超）の<u>非居住者</u>による取得代金又は<u>非居住者</u>からの償還金の受取。 —— 当該証券には、契約型投資信託に係る受益証券を含む。 (2) 上記(1)の証券の<u>非居住者</u>による処分代金又は<u>非居住者</u>への償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 契約型投資信託の収益分配金の支払は「551」で報告。 (2) 上記(1)以外の収益の支払は「545」で報告。
951	その他居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金	1. 本項に該当するもの（参考2を参照） (1) その他の<u>居住者</u>発行短期証券（原契約期間が1年以内）の<u>非居住者</u>による取得代金又は<u>非居住者</u>からの償還金の受取。 (2) 当該証券の<u>非居住者</u>による処分代金又は非居住者への償還金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 収益の支払は「546」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
〔その他投資（対内投資に係るもの）〕		
970	非居住者（邦銀海外店）からの 中長期借入金又は短期借 入金	1. 本項に該当するもの（参考4を参照） (1) <u>居住者</u>による邦銀海外支店からの借入に伴う受取。 (2) 当該借入の返済に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>非居住者</u>に売却した<u>居住者</u>向け貸付債権の代行回収に伴う支払は「973」で報告。 (2) 利息の支払は「533」で報告。
971	非居住者からの中長期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）	1. 本項に該当するもの（参考4を参照） (1) <u>非居住者</u>（邦銀海外店、<u>外国親会社等</u>、<u>外国子会社等</u>、<u>対内投資に係る外国関連企業</u>及び<u>対外投資に係る外国関連企業</u>を除く）からの中長期借入れ（原契約期間が1年超）の実行に伴う受取。 (2) 上記（1）の借入の返済に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の支払は「533」で報告。
972	非居住者からの短期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）	1. 本項に該当するもの（参考4を参照） (1) <u>非居住者</u>（邦銀海外店、<u>外国親会社等</u>、<u>外国子会社等</u>、<u>対内投資に係る外国関連企業</u>及び<u>対外投資に係る外国関連企業</u>を除く）からの短期借入れ（原契約期間が1年以内）の実行に伴う受取。 (2) 上記（1）の借入の返済に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。 (2) 利息の支払は「533」で報告。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
973	居住者に対する貸付債権の 売買代金（ローンパーティシ ペーションを含む。）	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>に対する貸付債権（元本部分）の<u>非居住者</u>への譲渡に伴う代金の受取。 (2) 当該貸付債権（元本部分）の回収資金の譲渡先への支払。 (3) <u>居住者</u>に対する貸付債権（元本部分）の<u>非居住者</u>からの譲受に伴う代金の支払。 (4) 当該貸付債権（元本部分）の回収資金の譲受先からの受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>居住者</u>に対する貸付債権の譲渡代金の受取のうち、未収利息に係る部分は「531」～「533」で報告。 (2) <u>居住者</u>に対する貸付債権の譲受代金の支払のうち、未収利息に係る部分は「531」～「533」で報告。 (3) 当該譲渡済み貸付債権の回収資金の譲渡先への支払のうち、利息部分は「531」～「533」で報告。 (4) 当該譲受済み貸付債権の回収資金の譲受先からの受取のうち、利息部分は「531」～「533」で報告。
974	本邦にある不動産の取得又は処分代金（在日外国公館分を除く。）	(1) <u>非居住者</u>による本邦にある不動産の取得代金の受取。 (2) 当該不動産の処分代金の支払。
975	保証の履行	(1) <u>非居住者</u>による<u>居住者</u>に対する保証の履行に係る受取。 (2) 当該保証の履行に伴う<u>居住者</u>に対する求償債務の弁済に係る支払。
977	組合その他の団体に対する 出資（親子会社等又は関連企業への対内投資及び証券投資（対内投資に係るもの）に該当するもの以外）	1. 本項に該当するもの (1) <u>非居住者</u>による本邦にある組合その他の団体（これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有しない、又はこれらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該非居住者が有する権限の割合が 10%未満のもの）への出資に伴う受取。 （注 1）本邦にある組合その他の団体とは、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合をいう。

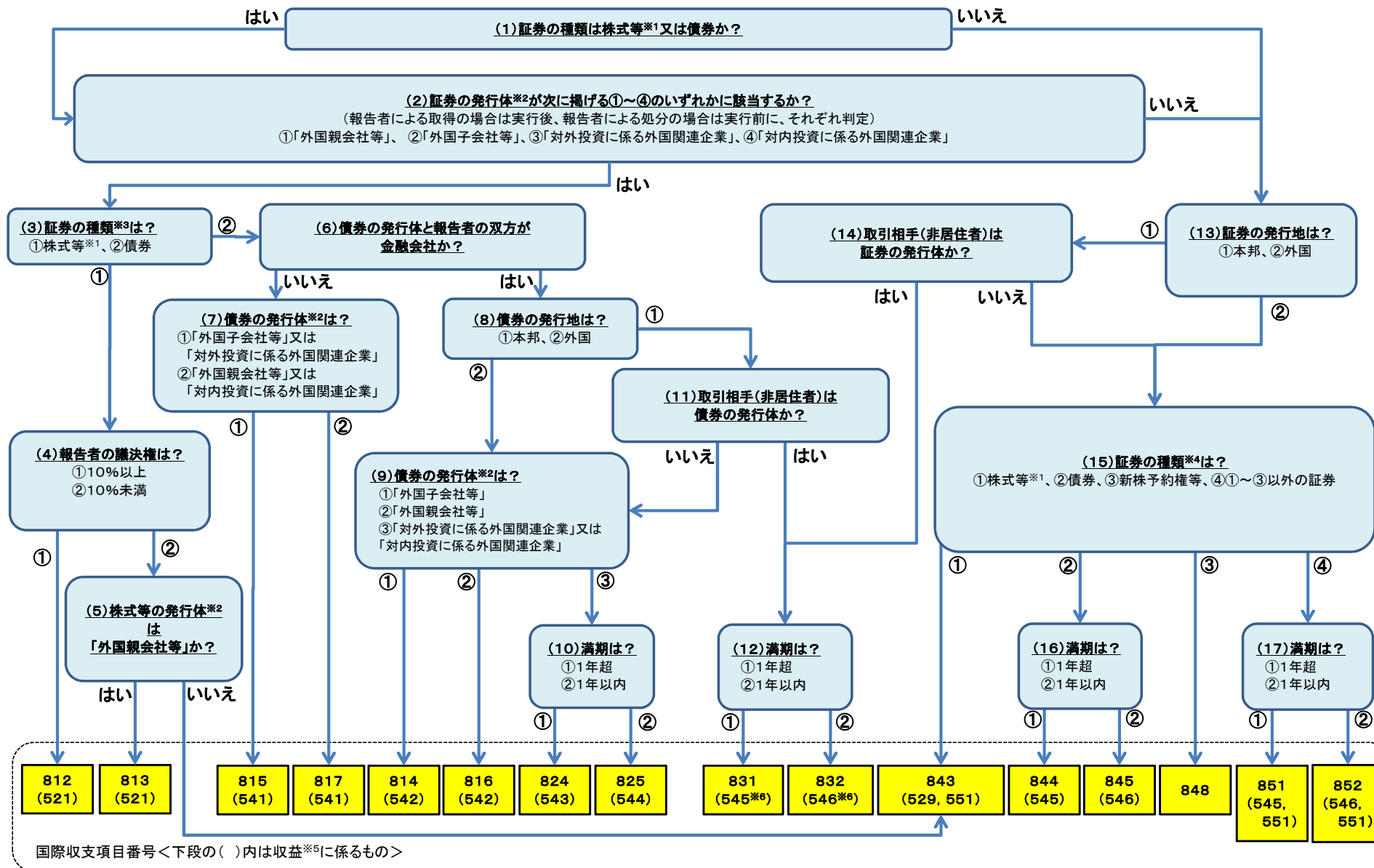
国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
		(注 2) 業務執行を決定できる権限の有無は、個々の組合契約に基づき判断すること。一般的に、①有限責任事業組合や民法上の組合の全組合員、②投資事業有限責任組合の無限責任組合員は、当該権限を有する可能性がある。一方、投資事業有限責任組合の有限責任組合員は、通常、当該権限を有しない。 (2) <u>非居住者</u>による匿名組合への出資に伴う受取。 (3) 上記 (1) 又は (2) の出資の回収に伴う支払。 2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) (1) 収益分配金の支払は「573」で報告。 (2) 法人格のある組合への出資は「912」又は「943」で報告。 (3) <u>非居住者</u>による本邦にある組合その他の団体 (これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものであって、業務執行を決定できる権限全体に占める当該非居住者が有する権限の割合が 10%以上のもの) への出資は「912」で報告。
979	保証金及び担保金 (居住者側の負債に計上されるもの)	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>と、店頭オプション取引、証券貸借取引、金融・証券先物取引、<u>商品先物取引</u>等、取引所における派生商品の取引、<u>輸出入</u>等、各種取引を行った場合における当該取引に伴う保証金、担保金等 (<u>居住者側</u>の負債に計上されるもの) の受入れに係る受取。 (2) 上記 (1) の保証金、担保金等の払戻しに係る支払。 2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) <u>居住者側</u>の資産に計上されるべき保証金、担保金等の預入及びその回収は「880」で報告。
980	その他の資本取引 (原契約期間等が 1 年を超えるもの)	(1) 「911」～「979」に該当しない<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>に対する債務の発生に係る中長期の資本取引に伴う受取。 (2) 当該取引に伴う債務の消滅に伴う支払。 — 上記には、<u>非居住者</u>からの中長期預り金の受払を含む。
981	その他の資本取引 (原契約期間等が 1 年以内のもの)	(1) 「911」～「979」に該当しない<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>に対する債務の発生に係る短期の資本取引に伴う受取。 (2) 当該取引に伴う債務の消滅に伴う支払。 — 上記には、<u>非居住者</u>からの短期預り金の受払を含む。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
991	先物取引及び先渡取引に係 る差損益	1. 本項に該当するもの 先物取引及び先渡取引に係る売買差損益の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 証拠金・担保金の受払は「880」又は「979」で報告。 (2) 手数料の受払は「431」で報告。
992	オプション取引に係るプレ ミアム	オプション取引におけるプレミアムの受払。ただし、「996」に 該当するオプションの転売又は買戻しに係るプレミアムの受払を 除く。
993	オプション取引に係る差損 益	1. 本項に該当するもの オプション取引の反対売買に係る差損益の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 証拠金・担保金の受払は「880」又は「979」で報告。 (2) 手数料の受払は「431」で報告。
994	通貨スワップ取引に係る元 本交換	1. 本項に該当するもの 通貨スワップ取引に係る元本交換額の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 金利の受払は「995」で報告。
995	スワップ取引に係る金利、配 当金又はキャピタルゲイン 等	スワップ取引（金利、通貨スワップ等）に係る金利、配当金又 はキャピタルゲイン等の受払（ネット契約の場合にはネットで、 グロス契約の場合にはグロスで報告）。
996	オプション取引に係る転売 又は買戻し	買建又は売建していたオプションの転売又は買戻しに係る受 払。

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (下線のある用語は法令等に基づき特別な意味で使われています ので、必ず本資料末尾の「用語の解説」を参照してください)
1001	為替売買	(1) <u>居住者</u> が行う <u>非居住者</u> からの本邦通貨及び外国通貨の買入 れに伴う支払。 (2) <u>居住者</u> が行う <u>非居住者</u> からの本邦通貨及び外国通貨の売却 に伴う受取。
1002	他の居住者と非居住者との 決済のための預り金	(1) 他の <u>居住者</u> と <u>非居住者</u> との決済のための預り金の発生に伴 う受取。 (2) 他の <u>居住者</u> と <u>非居住者</u> との決済のための預り金の払出しに 伴う支払。 —— 上記における他の <u>居住者</u> は、 <u>非居住者</u> との取引につい て、別途「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等 又は資金移動業者を経由しない支払等）」を当該取引に 該当する国際収支項目番号で提出する必要がある。
1003	居住者間の取引又は行為に 係る海外への支払又は支払 の受領	(1) <u>居住者</u> 間の取引又は行為に係る海外への支払。 (2) <u>居住者</u> 間の取引又は行為に係る海外からの受取。 —— 支払等の原因となった取引の相手方は居住者であるた め、取引の相手方は当該「居住者」を、取引の相手方の 所在国又は地域は「日本」と記入すること。
1100	その他（上記各項目に該当し ない取引又は行為に係る支 払又は支払の受領）	(1) 上記各項目に該当しない取引又は行為に係る受取。 (2) 上記各項目に該当しない取引又は行為に係る支払。 —— 取引等の内容を報告書の余白に具体的に記入すること。

【参考1】 非居住者発行証券の取得・処分(対外投資に係るもの)に関する主な国際収支項目番号

(直近改訂時点:2016年3月)



※1 株式等には、会社型投資信託に係る株式を含む。

※2 総議決権の所有割合により区分すること。詳細は「国際収支項目の内容」で使用している用語(下線のある用語)の解説の項番9、12、14、15参照。

※3 ここでは、優先株又は優先出資証券については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権の有無に拘らず、すべて「①株式等」に含める。

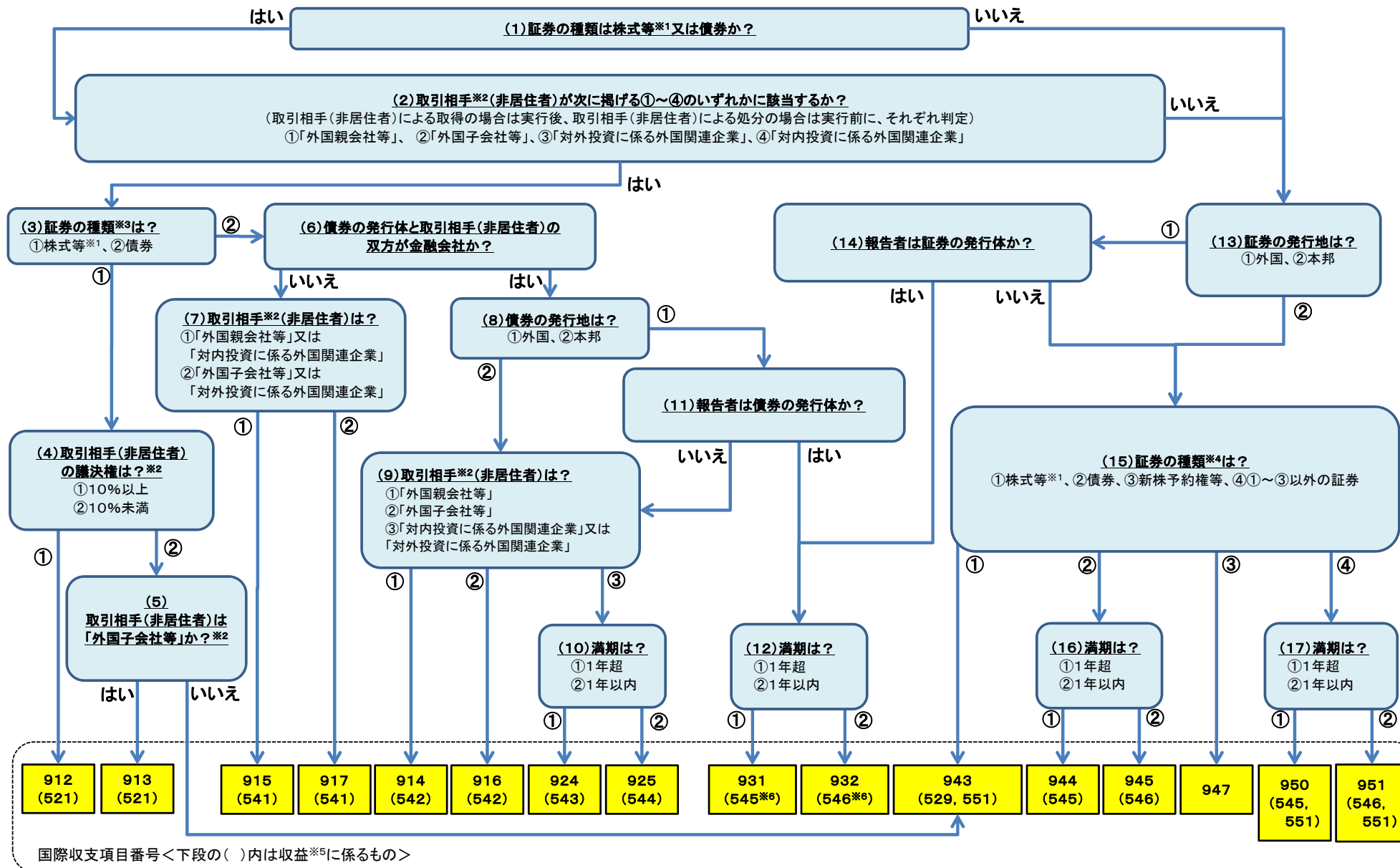
※4 ここでは、優先株又は優先出資証券については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権があるものを「①株式等」に含め、当該分配請求権がないものを「②債券」に含める。

※5 配当金:521、529、債券利子:541～546、投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金:551

※6 ここでは主なケースのみを記載。証券の種類や、発行体と報告者の関係(親子関係にあるか等)によっては、収益は他の番号で報告すべきケースがあり得る。

【参考2】 居住者発行証券の取得・処分(対内投資に係るもの)に関する主な国際収支項目番号

(直近改訂時点:2016年3月)



※1 株式等には、会社型投資信託に係る株式を含む。

※2 証券の発行体との関係を指す。総議決権の所有割合により区分すること。詳細は「国際収支項目の内容」で使用している用語(下線のある用語)の解説の項番9、12、14、15参照。

※3 ここでは、優先株又は優先出資証券については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権の有無に拘らず、すべて「①株式等」に含める。

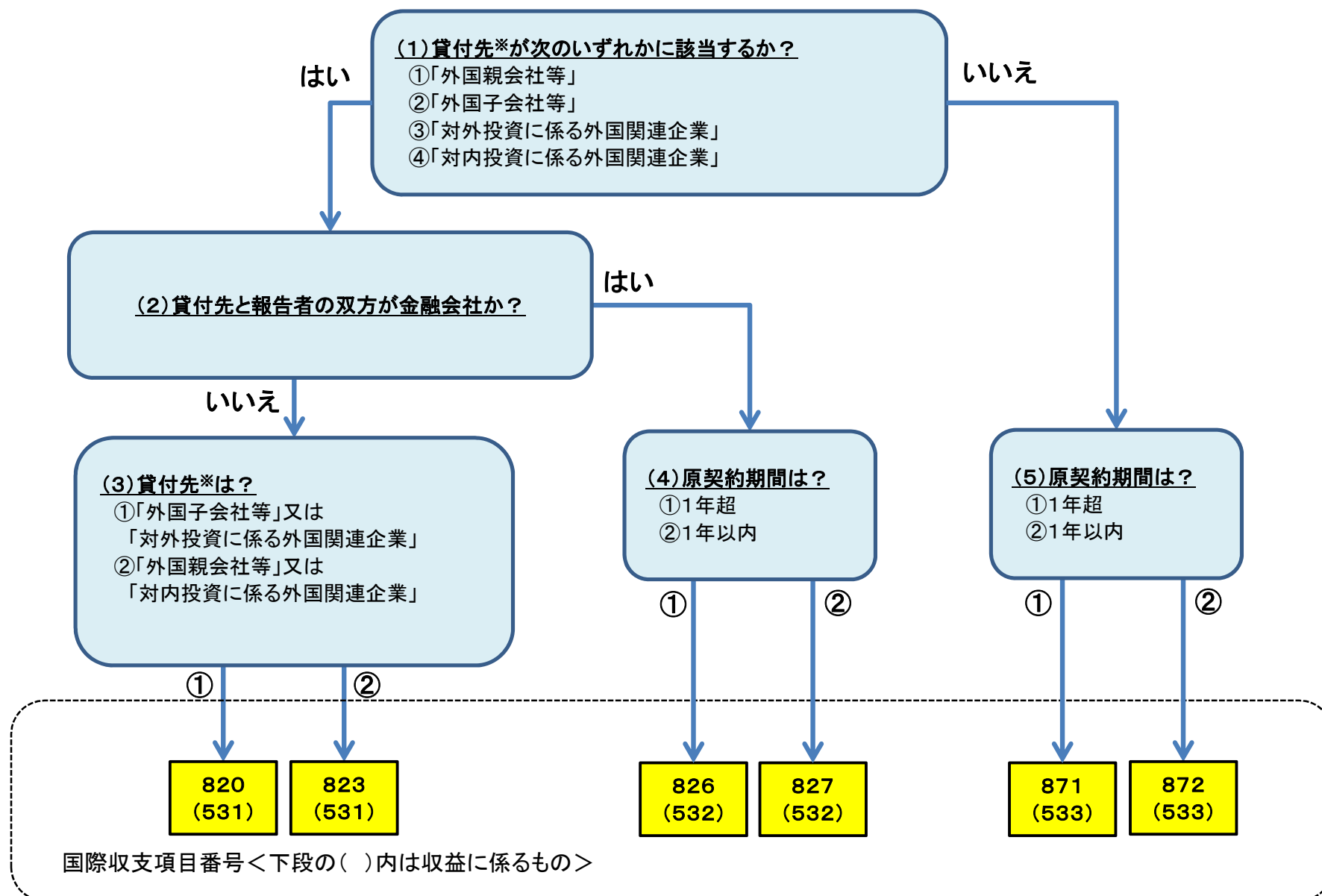
※4 ここでは、優先株又は優先出資証券については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権があるものを「①株式等」に含め、当該分配請求権がないものを「②債券」に含める。

※5 配当金:521、529、債券利子:541～546、投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金:551

※6 ここでは主なケースのみを記載。証券の種類や、発行体と報告者の関係(親子関係にあるか等)によっては、収益は他の番号で報告すべきケースがあり得る。

【参考3】 非居住者に対する貸付け(対外投資に係るもの)に関する主な国際収支項目番号

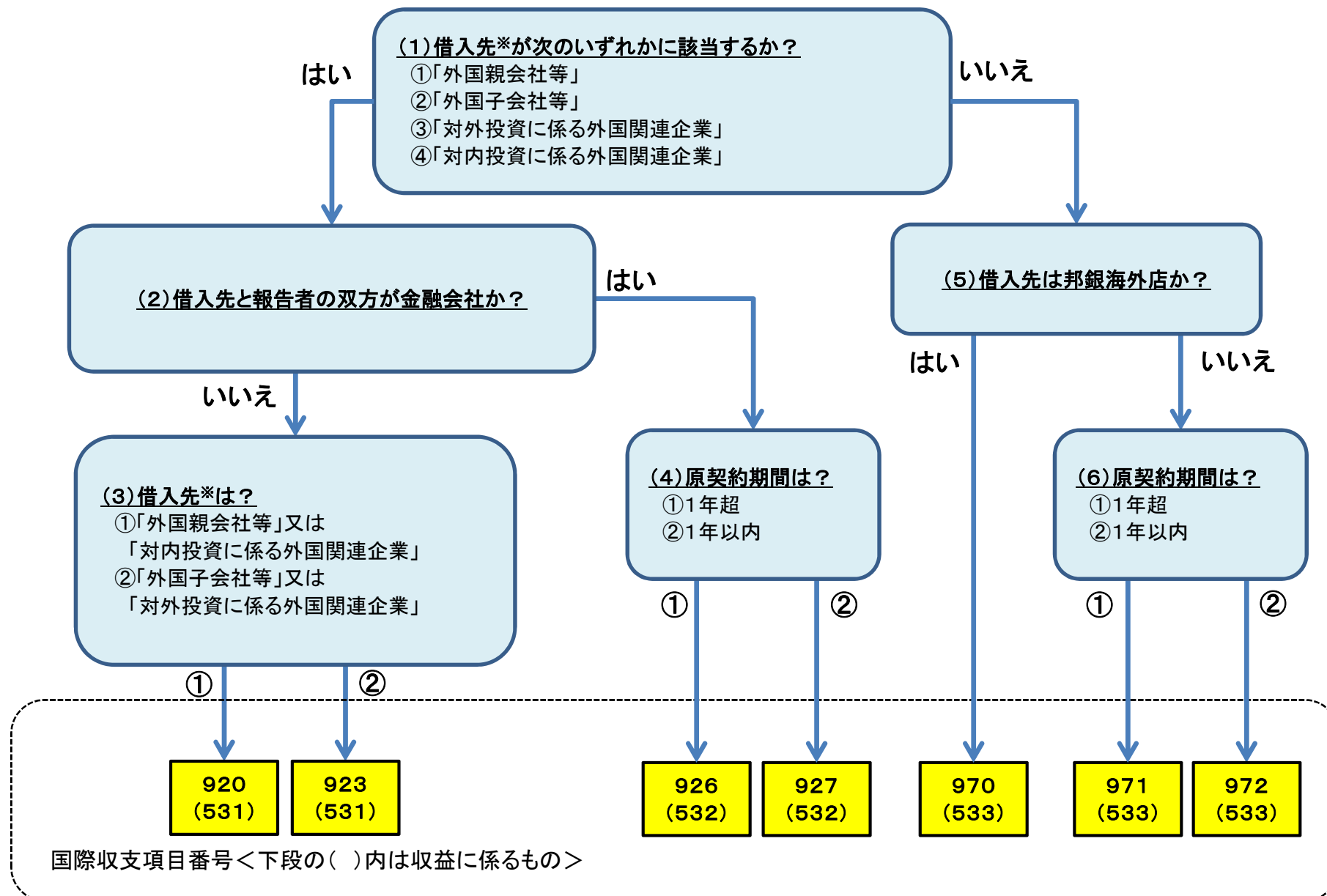
(直近改訂時点:2016年3月)



※ 総議決権の所有割合により区分すること。詳細は“「国際収支項目の内容」で使用している用語(下線のある用語)の解説”の項番9、12、14、15参照。

【参考4】 非居住者からの借入れ(対内投資に係るもの)に関する主な国際収支項目番号

(直近改訂時点:2016年3月)



※ 総議決権の所有割合により区分すること。詳細は“「国際収支項目の内容」で使用している用語(下線のある用語)の解説”の項番9、12、14、15参照。

「国際収支項目の内容」で使用している用語（下線のある用語）の解説

No.	用 語	解 説
1	輸出入（輸出又は輸入）	国際間の商品（№7参照）売買に関する取引であって、本邦において通関手続きを行うもの。 （注1）委託販売貿易契約を含む （注2）輸出入商品が貨物（№6参照）である場合は「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出は不要。 （注3）仲介貿易（いわゆる三国間貿易）は輸出入には該当しない。
2	金の地金	金の地金のうち、当該金の地金の全重量に占める金の含有量が90%以上のもの。 （注1）金の含有量の基準は「国際収支項目」で使用する用語に限定したものであるため注意を要する。 （注2）金の地金は貴金属（№5参照）に含まれる。
3	金貨	次のいずれかに該当する金貨（該当する金貨は貴金属＜№5参照＞、一方該当しない金貨は支払手段となる）。 1. 流通していない（骨董的価値しかない）金貨。 2. 強制通用力のある金貨のうちその額面金額を超える価格で取引される金貨。
4	支払手段	法第6条第1項第7号に規定する次に掲げるもの。 1. 銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨。 2. 小切手(旅行小切手を含む)、為替手形、郵便為替、信用状。 3. 証票、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者の相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。 4. 上記1.又は2.に準ずるものとして政令で定めるもの。具体的には、約束手形（譲渡性預金証書を除く）など。
5	貴金属	法第6条第1項第10号に規定する次に掲げるもの。 1. 「金の地金、金の合金の地金」（金を含有する地金＜含有量が2%未満は除く＞であって、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のもの）。 （注）「国際収支項目」では、この金の地金のうち、金の含有量が90%以上のものに限って特に金の地金（№2参照）という用語を使用。 2. 「流通していない金貨」（強制通用力のある金貨のうちその額面金額を超える価格で取引される金貨を含む。すなわち、上記№3の「金貨」と同意義）。 3. 「金を主たる材料とする物」（含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格＜№20参照＞の1/2以上のもの）。 （注）プラチナ、パラジウム、銀等は貴金属ではなく貨物（№6参照）となる。

No.	用 語	解 説
6	貨物	法第6条第1項第15号に規定する、次に掲げるもの以外の「動産」をいう。 1. 「貴金属」 (№5参照) 2. 「支払手段」 (現金や小切手等) 3. 「証券」 4. 「その他債権を化体する証書」 (預金通帳等)
7	商品	貴金属 (№5参照) と貨物 (№6参照) の総称。
8	居住者と非居住者	法第6条第1項第5及び6号に次のように規定。 (居住者) 本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否にかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。 (非居住者) 居住者以外の自然人及び法人をいう。 (参考：紛らわしい居住性の例) 1. 本邦内に滞在する外国人の居住性 (1) 本邦内にいる事務所に勤務する者は居住者 (2) 本邦に入国後6月以上経過するに至った者は居住者 (3) 外国政府、国際機関の公務を帯びるものは非居住者 (4) 外国において任命又は雇用された外交官、領事官、これらの随員、使用人は非居住者 (5) 在日米軍基地の隊員等は非居住者 2. 外国に滞在する本邦人の居住性 (1) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は非居住者 (2) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者は非居住者 (3) 本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者は非居住者 (4) 本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は居住者 3. 上記の家族 同居し、かつその生計費が上記に掲げる者に負担されている場合は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うこと。

No.	用語	解説
9	外国子会社等	居住者により総議決権等の 10%以上の議決権等を所有されている外国法人又は外国にある組合その他の団体（これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものに限る）。 （注 1）外国にある組合その他の団体とは、本邦における投資事業有限責任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合に類似する外国の組合（リミティッド・パートナーシップ等）をいう。 （注 2）外国にある組合その他の団体の議決権等とは、当該組合その他の団体の業務執行を決定できる権限をいう。当該権限の有無は、個々の組合契約に基づき判断すること。 一般的に、①外国のジェネラル・パートナーシップやリミティッド・ライアビリティー・パートナーシップの全組合員、②外国のリミティッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、当該権限を有する可能性がある。一方、外国のリミティッド・パートナーシップのリミティッド・パートナーは、通常、当該権限を有しない。
10	本邦親会社等	外国子会社等（№9 参照）への投資をする又は外国子会社等（№9 参照）から投資を受ける居住者。
11	株式等	株式と出資の持分の総称。
12	外国親会社等	本邦法人又は本邦にある組合その他の団体（これらの団体への出資者が業務執行に関与できる権限を有するものに限る）の総議決権等の 10%以上の議決権等を所有する非居住者。 （注 1）本邦にある組合その他の団体とは、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合又は民法上の組合をいう。 （注 2）本邦にある組合その他の団体の議決権等とは、当該組合その他の団体の業務執行を決定できる権限をいう。当該権限の有無は、個々の組合契約に基づき判断すること。 一般的に、①有限責任事業組合や民法上の組合の全組合員、②投資事業有限責任組合の無限責任組合員は、当該権限を有する可能性がある。一方、投資事業有限責任組合の有限責任組合員は、通常、当該権限を有しない。
13	本邦子会社等	外国親会社等（№12参照）から投資を受ける又は外国親会社等（№12参照）への投資をする居住者。

No.	用語	解説
14	対外投資に係る外国関連企業	外国法人又は組合その他の団体（以下№14、№15において「外国法人等」という）（非居住者）のうち報告者（居住者）（図1から3における企業A）と以下の関係にあるもの。 1. 当該居住者（企業A）により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の過半数を所有されている外国法人等（外国親会社等及び外国子会社等を除く） <例1>（図1、2）における企業I（いわゆる孫会社） 2. 1.の外国法人等により総議決権等の20%以上の議決権等を所有されている外国法人等（外国親会社等、外国子会社等及び1.の外国法人等を除く） <例2>（図1、2）における企業J（いわゆるひ孫会社） 3. 当該居住者（企業A）により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の20%以上の議決権等を所有されている外国法人等（外国親会社等、外国子会社等、1.及び2.の外国法人等を除く） <例3>（図1、2）における企業G（いわゆる孫会社） 4. 当該居住者（企業A）の総議決権等の10%以上の議決権等を所有する居住者（非居住者に総議決権等の過半数を所有されている者<以下「特定親会社」という>を除く）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人等（外国親会社等、1.から3.の外国法人等及び対内投資に係る外国関連企業<№15参照>を除く） <例4>（図3）における企業Q（いわゆる兄弟会社） 5. 4.の外国法人等により総議決権等の全部を所有されている外国法人等及び当該外国法人等により総議決権等の全部を所有されている外国法人等（外国親会社等、2.の外国法人等及び№15の2.の外国法人等を除く） <例5>（図3）における企業R、S（いわゆる甥会社等） 6. 当該居住者（企業A）の総議決権等の10%以上の議決権等を所有する居住者（特定親会社を除く）により総議決権等の10%以上の議決権等を所有されている外国法人等（外国子会社等、1.から4.の外国法人等及び対内投資に係る外国関連企業<№15参照>を除く） <例6>（図3）における企業M（いわゆる兄弟会社）

No.	用 語	解 説
		(図1) (図2) (図3) (注) 企業Xの総議決権等の過半数を所有する非居住者が存在しない場合に適用。当該非居住者が存在する場合については№15の図2を参照すること。

No.	用 語	解 説
15	対内投資に係る外国関連企業	報告者（居住者）（図1、2における企業A）と以下の関係にある外国法人等（非居住者）。 1. 外国親会社等又は特定親会社（№14の4.参照）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人等（外国親会社等及び№14の1.から3.の外国法人等を除く） <例1>（図1、2）における企業H（いわゆる兄弟会社） 2. 1.の外国法人等により総議決権等の全部を所有されている外国法人等及び当該外国法人等により総議決権等の全部を所有されている外国法人等（外国親会社等及び№14の2.の外国法人等を除く） <例2>（図1、2）における企業I、J（いわゆる甥会社等） 3. 外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の10%以上の議決権等を所有されている外国法人等（外国子会社等、№14の1.から3.の外国法人等及び1.の外国法人等を除く） <例3>（図1、2）における企業D（いわゆる兄弟会社） 4. 外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人等及び当該外国法人等の総議決権等の過半数を所有する外国法人等（外国親会社等、外国子会社等、№14の1.から3.の外国法人等及び1.から3.の外国法人等を除く） <例4>（図1、2）における企業Y（いわゆる祖父会社）、企業Z（いわゆる曾祖父会社） 5. 外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人等により総議決権等の10%以上の議決権等を所有されている外国法人等（外国親会社等、外国子会社等、№14の1.から3.の外国法人等、3.及び4.の外国法人等を除く） <例5>（図1、2）における企業L（いわゆる叔父会社）

No.	用	語	解	説
			(図1)	
			(図2)	

No.	用語	解説
16	本邦関連企業	対外投資に係る外国関連企業（№14参照）又は対内投資に係る外国関連企業（№15参照）への投資をする又はこれらからの投資を受ける居住者。
17	金融会社	銀行業、金融商品取引業又はその他金融業を営む会社をいう。業種は、「日本標準産業分類における大分類の「金融・保険業」を想定。具体的には、銀行業、保険業、金融商品取引業、中小企業等金融業、貸金業、クレジットカード業、割賦金融業など。
18	日本政府等	国民経済計算体系（SNA）上の中央政府、地方政府、社会保障基金。
19	割賦販売	分割して代金を回収する販売。
20	F O B	Free on Boardの略。貿易取引条件の一つで、輸出港本船積込渡値段、すなわち輸出原価での売買条件。運賃などは買主の負担となる。CIF条件とともに多く用いられている。 (注) CIFとはCost, Insurance and Freightの略で、運賃保険料込みの取引条件。
21	ファイナンスリース	ある資産の法律上の所有者としての貸手が、その資産の所有に基づくリスクと利益を実質的にすべて譲渡する契約。すなわち、借手がその資産の経済的所有者となるもの。 (注) 一般的には、企業会計基準第34号の「ファイナンス・リース」および法人税法第64条の2第3項の「リース取引」を想定しているが、個々の契約内容に基づき判断すること。
22	オペレーショナルリース	ファイナンスリース以外の全てのリースが該当（レンタルを含む）。オペレーティング・リースともいう。なお、報告対象となるリース取引がファイナンスリースであるかオペレーショナルリースであるか判別が困難である場合には、オペレーショナルリースとして報告して差し支えない。
23	デットアサンプション	証券の発行体が、有利子負債の圧縮などを企図して、利払い及び償還用資金を非居住者に預託して、利払いや元本の償還の履行を預託先に引受けさせる契約。預託金債権は、利払いや元本の償還により発生する求償債務と相殺される。国際収支項目番号877でいう「債務履行の引受契約」と同義。
24	不特定口座	貴金属又は貴金属以外の金属を寄託する口座のうち、番号や商標、重量等で特定されていないもの。
25	特定口座	貴金属又は貴金属以外の金属を寄託する口座のうち、番号や商標、重量等で特定されているもの。
26	原契約期間が1年超の貸付・借入	契約時に期間の定めのない貸付・借入を含む。